
平成29年 第14回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

平成29年9月6日 (水曜日)

議事日程 (第2号)

平成29年9月6日 午前9時0分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1 番	安丸眞一郎	2 番	黒木 徳勝
3 番	森田 勝典	4 番	林 威範
5 番	平田 利治	6 番	松熊武比古
7 番	長野 正明	8 番	平田 康雄
9 番	高橋 直也	10番	平山 賢治
11番	花等 順子	12番	山内 剛

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	中山 哲志
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	川原 久明
税務課長	……………	山田 恭恵	健康福祉課長	……………	平田 栄一
地域振興課長	……………	重松 俊一	産業課長	……………	田中 豊和
建設課長	……………	野口 学	子ども課長	……………	松元 治美
会計課長	……………	佐田 裕子	生涯学習課長	……………	矢野 智行
住民課長	……………	矢永 孝治	財政係長	……………	早川 正一
企画係長	……………	福岡 信義			

開議 午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。傍聴の皆様には、早朝よりおいでいただき、まことにありがとうございます。現在の出席議員は12人です。

ただいまから、平成29年第14回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（山内 剛） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております、2番、黒木徳勝議員、発言席からお願いします。黒木議員。

2番 黒木 徳勝議員 質問事項

1. 九州北部豪雨について

2. 小石原川ダム建設について

○議員（2番 黒木 徳勝） 2番の黒木徳勝です。それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

皆さん、おはようございます。今度の九州北部豪雨に、本当に亡くなられた方に対しまして御冥福をまず申し上げたいと思います。そして、なお被災された方々についてお悔やみを申し上げます。

それでは、通告をしておりました質問事項について、第1回目は大項目ごとに回答をお願いしたいと思います。

九州北部豪雨から、7月5日から約2カ月を経過しましたが、福岡県、大分県の被害総額は、新聞等で約2,200億円を超えるであろうというふうに発表されています。

そういう中で犠牲者は両県で36人、また朝倉市では今でも5人が行方不明となっています。

そのような中で、大刀洗町として今後、どのように7月5日から対応されたかを、まず問うものでございます。

まず、第1点目に、町として今回の豪雨に対しまして、どのような災害対策をとられたかと。

2点目に、いろんな被害額の状況、農業、河川、道路、その他とありますけれども、そのような項目別にわかれば、大刀洗町の被害状況を教えていただきたいと思います。

3番目に、大刀洗町の地域防災計画が赤い本でありますけれども、これは平成26年3月に大刀洗町防災会議におきまして作成されております。約288ページという、第1編、総則から第2編、風水害対策案、第3編、震災対策案、第4編、個別災害対策案と、第5、資料編と、5編

に書かれて、約288ページの立派な本ができております。

これにつきまして、これは何年ごとに見直されるのか。それとも部分的に、今度の災害等があった場合については、見直す考えがあるのかというようなことをお聞きしたいと思います。

それと4番目に、流木、その他の取り扱いについてですけれども、現場を見てみますと、流木、漂流物と、今回の場合については、ちょうど大刀洗町の町民グラウンド、片ノ瀬橋の下のところのグラウンドにつきましては、非常に畜産の餌、ちょうどラップと言いますが、半生のラップが数百個ぐらい、全部あの近辺に、筑後川の右岸側、また左岸側に、朝倉等から流れてきておったラップ等が非常にありました。そして、三川地区におきましても、水田の中に流れ込んでいる状況であったというように思います。

そういう中で、6日だったと思いますけれども、ちょうど長田川の東側ですか、東側の水門のところについては、非常にラップが詰まって、大きいユンボといますか、そういうものでかき上げて、数十個だったと思いますけど、あそこの二宮モータースの東側の堤防に置かれておったと。このようなものの取り扱いについて、どのようにされたかというようなことと、各集落に流れ込んだ漂流物、そのようなものの取り扱いについて、どのようにされたかをお聞きしたいと思います。

それと5番目に、その他ということで、公助、共助、自助ということがありますけれども、この点について、地域防災計画の中の目的の中には、計画の実施に当たっては、住民がみずからを災害から守ると、これを自助と。そして、地域社会がお互いが守る、これを共助と。そして、国や地方公共団体、各種団体等の施策として、公助の適切な役割分担に基づき、防災協働社会の実現を目指した住民運動を展開するとともに、その推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとするというふうに、この会議の中に、地域防災計画の中に書いてあります。

そこ辺について、今後の朝倉市、東峰村等で起きた災害について、いろんな教訓があったと思いますけれども、この点について、大刀洗町としても、今後、共助、自助をどのようなことで連携といますか、御指導をされるかというようなことについてお聞きしたいと思います。

まず、第1点目の回答をお願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、黒木議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の今回の豪雨に対しての災害対応についてであります。7月5日午後から本町周辺で大雨が降り、町内を流れる河川の水位が上昇したため、建設課において河川と道路の危険箇所を巡回するとともに、消防団長と協議し、消防団へ河川巡視を行うよう指令を出したところ です。

時系列に沿って対応状況を説明しますと、13時15分、本町に大雨洪水警報が発表。13時40分、本町付近で記録的短時間大雨情報が発表。15時30分、床島区に避難準備・高齢者避難開始を発令し、中央公民館に避難所を開設。16時、町内全域に避難準備・高齢者避難開始を発令。16時30分、災害対策本部を設置し、第1回災害対策会議を開催。17時、床島区に避難勧告を発令。18時、高食区、鳥飼区、西原区に避難勧告を発令。21時、床島区に避難指示、菅野区、栄田区、稲敷区に避難勧告を発令し、中央公民館において避難者へ非常食の配布。22時から翌朝7時まで、避難所を運営するとともに、防災本部は災害状況の収集と報告、建設課は河川や道路の巡視を実施。7時30分、河川の水位が下がったため、避難指示を避難勧告に切り替え。9時、避難者が全員帰宅したため、避難所を閉鎖。14時10分、大雨洪水警報から注意報へ変更されたことに伴い災害対策本部を解散。

7月7日、大堰、本郷地区で被災された皆様から聞き取り調査を行い、家屋などの被害状況を確認し、県へ報告しております。

以上が災害対策の概要であります。

2点目の被害額の状況につきましては、農作物関係で約6,000万円の被害が生じています。また、農業集落排水施設の大堰処理場で冠水被害が生じたほか、陣屋川で2カ所、大刀洗川で1カ所、町道で5カ所ののり面破損が発生しています。このほか住宅の床下浸水が2件、倉庫などの浸水が12件となっております。

3点目の地域防災計画を見直し、この見直しについてはどうかということではありますが、地域防災計画については、これまでも国が定める災害対策基本法の改正等にあわせ随時見直しをしております。

現在の地域防災計画は、先ほど議員が御指摘のように、平成26年3月に見直し、策定したものです。今後、昨年の熊本地震や今回の大雨災害等を踏まえ、国や県の防災計画が見直された場合は、必要に応じて地域防災計画を見直してまいります。

なお、現在の地域防災計画においても、13カ所の指定避難所のほか、住民の皆様が自主的に避難する一時避難所として、各行政区にある27カ所の公民館を記載しているところです。

4点目の流木、その他の取り扱いについてであります。今回の豪雨により山間部より多量の流木が流され、橋桁にひっかかり、堰上げしたため、被害を拡大させたとされております。

5年前の水害では、サンポートが災害ごみの搬入量に1日当たりの制限を設け、自由にごみの搬入ができなかったこともあり、町有地をごみ置き場として災害ごみを集積したところです。

一方、今回の災害では、サンポートへごみ搬入の制限がなかったことや、水害の翌日に町内を巡回した結果、ごみの量が前回より少なかったことから、災害ごみ置き場を設置する必要性は低いと判断し、サンポートへ搬入される住民の皆様へ無料搬入許可証を発行、対応したところです。

5点目の共助、自助についてであります。行政が行う救助や支援することを意味する公助に対して、自助とは自分で自分を助けること、共助とは家族や地域でともに助け合うこと概念として使用されています。

大規模災害では、行政が被災し、職員も被災者となることから、行政だけで全ての被災者を支援することは困難な状況が生じており、公助の限界が指摘されています。このため、日ごろから地域住民の皆様が自主的に避難行動を行うなど、地域や集落で助け合う、自助、共助の意識を持つことが大切であると考えています。

この点、大刀洗町では、社会福祉協議会の要援護者見守りネットワーク協議会において、各行政区単位で区長、民生委員、老人クラブ会長を中心に、小地域協議会が組織化されています。この小地域協議会では、ミニデイや見守りに取り組まれているほか、要援護者支援台帳を作成し、災害時の支援体制づくりを進めているところであります。

以上です。

○議長（山内 剛） 再質問ありませんか。黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 今度は小項目別に第2回目は質問したいと思いますが、小項目別に一応、よければ回答をお願いしたいと思います。

まず、第1点目の豪雨に対する災害対策につきましては、今、詳細に町長から説明を受けました。

そういうような中で、町として、県につきましては、7月の九州豪雨に対しまして、復旧・復興対策として643億円を補正予算として計上しております。道路、河川等の復旧は448億と。治水ダムの関係は136億円と。その他住宅等がありますけれども、そのようなものを今度の補正予算で計上しております。

町といたしましては、この前、説明がありましたように、災害対策費として109万円を計上されています。これは職員の時間外手当、また旅費等であって、町内に災害等が、今報告があったようでございますけれども、そのようなものに対して、結局、建設課として全然なかったのかというようなことを、まず1点、お聞きしたいと思います。

それと、今度の豪雨に対しまして、議会といたしまして、朝倉市と東峰村に7月26日に見舞金というようなことで、朝倉市に30万円と、東峰村に30万円、見舞金を持参したわけでございます。

そういう中で、朝倉市として、この前の、数日前の協議の中で、町長のほうが朝倉市には町として100万円と。東峰村につきましては、町長さんがじきに、すぐ、7月5日が大雨だったと思いますけれども、その翌日だったですか、翌日にすぐお見舞金を100万円持ってこられたというようなことのようなこともお聞きしております。

そういうことで、それと添田町には50万円というような報告を受けたわけでございますけれども、ちょうど7月26日に東峰村に行ったときには町長の、そこは7月6日か7日、7日だったですかね、お見舞いに行かれたというようなことで、非常に喜んでおられたことを頭の中に覚えております。

そういうことで、町としては、そういうような見舞金は予備費として計上されておりますけれども、ほかの河川等についての、河川といいますか、そのような建設課の予算があつたかなかつたかということを含めてお願いしたいと思ひます。まず、その1点目をお願いしたいと思ひます。以上です。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 建設課の野口でございます。黒木議員の、建設課としての被害がどのような状況かということに対してお答えさせていただきます。

まず、質問の答弁で町長のほうが言いましたとおり、農業集落排水施設の大堰処理場が冠水等で被害を受けております。こちらの被害状況の確認に、まず時間がかかつておりました、それからまた見積もりをとっているような状況でございますので、被害額として現在詳しくは把握できておりません。

また、陣屋川で2カ所、大刀洗川で1カ所の被害がございますが、こちらのほうは県営河川でございますので、被害箇所については、県に対して被害報告を行っているところでございます。

町道にある5カ所ののり面崩壊箇所につきましては、公共災害復旧事業に該当するような金額までなりませんので、町道の維持補修ということで対応を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 今、聞こえにくかったんですが、確認、見積もりは、場所はどこですか。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 処理施設は大堰処理施設になっておりますが、陣屋川につきましては、有本橋の上流付近に1カ所と、猪ノ本橋の上流付近に1カ所、計2カ所。大刀洗川につきましても、御陵井手橋付近の堤防が破損しておる状況でございます。

町道につきましては、このたび冠水しました菅野、西原、一部鳥飼集落の田んぼの中にございます町道ののり面部分が破損しているような状況でございます、どの場所というのが難しいんですが、現地のほうでは確認、地元の方と一緒に確認をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それで、そういうふうな町道等ののり面等のあれについては、当然、激甚災害に指定されておりませんので、まず補助金が来ないと思いますので、どちらにしろ補正で組まなくてはならないと思いますので、そこら辺についての予算の配分をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1番目については、これで終わりたいと思います。

2番目の被害額の状況につきましては、今、町長のほうから農業等の施設のほうで6,000万程度と。これについては、結局冠水した稲やら等も含めての6,000万で、ほとんどこれについて、今、補助事業というのですか、国の今度の災害ですか、それには結局該当しないというようなこと、大まかな、冠水したそういうふうな金額ですか。該当する金額か、それとも災害等で県の補助が来ないというような金額ですか。そこ辺についてわかりやすく説明をお願ひしたいと思います。

○議長（山内 剛） 田中産業課長。

○産業課長（田中 豊和） 黒木議員の御質問にお答えいたします。

被害額6,000万は、冠水による農作物の減収ということで6,000万上げております。

県のほうの支援策ですが、今のところ、具体的なものがまだ示されておりませんで、8月16日に説明会はあったんですが、そのところではまだハウス等の施設の再取得に関する補助とか、トラクター等の冠水による破損による再取得による補助にとどまっております、まだそういった苗とかの被害に対して補助が出るかというところの詳細まではわかっておりません。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） わかりました。それでは、わかった時点で教えていただきたいと思っています。

それでは、3番目の地域防災計画を見直す考えにつきましては、今、町長からの回答がありましたように、国、県のいろんなことが変わってきた場合については見直すということでございますので、特に問題は、そういうことでお願ひしたいと思います。

そういう中において、建設課が水防計画書をつくっております。これも質問事項には書いておりませんでしたけれども、水防計画書と、地域防災計画書の中の水防計画書だと思っております。これについて一応、毎年、今年の場合は4月23日に大刀洗町水防訓練が片ノ瀬橋の下で、消防団を含めて一応開催されております。

そういう中で、水防計画書は、今年は、私たちは議員としていただいております。計画だと思っておりますけれども、これはいつごろ毎年作成されているかというようなことと、どのような人に配布されているかと。

それと29年度にどこかの団体に水防計画書の説明をされたかどうかを、よければ建設課長さんにお聞きしたいと思います。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 黒木議員の質問にお答えいたします。

まず、水防計画書がいつごろ作成されたかにつきましては、こちらは4月末に国のほうが開催する水防連絡会議というものがございまして、その会議の内容を反映しまして、大刀洗町水防計画書としては、5月の末ごろまでに作成をしているところでございまして。

続きまして、水防計画書がどのように配布されているかにつきましては、こちらは各行政区長を初め国や県、警察、消防等の関係機関へ、区長さんに対しては区長便を使って、その他の機関は郵送等で配布をしている状況でございまして。

それと、庁舎内の内部の各課職員に対して、こちらは手渡しのほうで配布をしているところでございまして。

最後に、水防計画の説明につきましては、小石原川、佐田川流域の行政区長さんに対して水防計画書を配布した後に実施している状況でございまして。

以上でございまして。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） わかりました。よければ議員にも、部数は、12名と思いますけれども、よければ議員にも配布方をお願いしたいというふうに思っております。3番目、終わります。

4番目の流木、その他の取り扱いについてですけれども、これについてはほとんどサンポートで無料で無料券を発行しておりますというような回答でございましたので、よければ流木と漂流等の、漂流物については各区で、よければ町と各区長さんと設置場所ですか、設置場所を考えれば、避難場所というような同じことによって、場所と同じように結局決めておってもらえば、毎年、結局災害があった場合については、そこに置くというようなことができないものかというようなことをお聞きしたいと思っておりますけれども、結局個人が持って行って、サンポートで無料でしていただいたということも聞きますし、また三川地区については、大型ダンプで何台か持っていかなければならないというような状況で、置き場所について、毎年、どこに置いたらいいでしょうかというような、区長さん方の回答もあったようでございまして、そこら辺について担当課長の一応考え方をお聞きしたいと思っております。

○議長（山内 剛） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 黒木議員の質問にお答えします。

今回、災害ごみ置き場を設置できなかったんですけど、災害ごみ置き場を設置するとなると、

ごみの内容確認や誘導、分別等の作業で職員を数名張りつけておく必要がありますので、今回は住民の方に大変御迷惑をおかけしましたが、サンポート無料搬入許可証発行で対応したところがございます。

今後は、今回の災害ごみをはるかに超える量が発生した場合や大きな流木等処理困難な廃棄物が発生した場合には、当然行政が何らかの支援をする必要があると考えておりますので、災害ごみの発生状況について、今後一層注意してまいります。

また、町の対応が決定した場合には、区長さん等への情報提供も迅速に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 課長として今後、区長さん方について、流木その他といたしますか、漂流物の着くところは数カ所しかないわけです。それについては十分区長さん方と協議しながら推進をしていただきたいと思います。

それで4番目は終わりたいと思います。

5番目につきまして、共助、自助につきまして、いろんな、今、社会福祉協議会がいろんなことで、ひとり暮らしなり、いろんな見守りネットワーク等で、いろんな協議会の中でいろいろ、民生委員さんを主体にいろいろ取り組んでいただいておりますので、その人たちに本当に敬意を表しながら、今後ともいろんな指導をしていただきたいというふうなことでお願いしたいと思えます。

それで、第1番目の大項目は終わりたいと思います。

それでは、大項目の2番目の小石原川ダムの建設について、これにつきまして一応、現在進んでおりますけれども、ちょうど民主党時代になって3年半という、協議する、コンクリートから人というようなことになったとき、3年半ぐらい空白な時間がありましたので、その点が最終的には、平成31年までに完了するだろうかというようなことも懸念しておりましたので、そのことを含めて質問したいと思います。

この寺内ダムの建設により下流流域の被害が少なく済んだということにつきましては、今度の北部九州豪雨につきましては、江川ダム、寺内ダムの被害状況といたしますか、これにつきまして、今回の豪雨により江川ダムが約8,300円程度を出しておるといふようなことでございます。寺内ダムにおきましては、約4億2,500万でいいんですね。そして、その中のうちの流木の被害が約3億円程度あろうといふようなことで、要望で、これは確定ではございませんけれども、そのような被害状況を出しておるといふようなことを先日、聞いたところでございます。

問題は、今度の寺内ダムの下流は、三奈木から三川地区になりますけれども、この寺内ダムが

なかったら非常に甚大な被害があったんではなかろうかというふうに推測しております。

今度の小石原ダムがこの寺内ダムと江川ダムの総貯水量といいますか、それをためられるような大きいダムで、まず九州一のダムというようなことでございます。

そこら辺で、ある程度わかる範囲で結構でございますけれども、事業の目的、概要について、2番目に、総事業費と完成年度についてと、水道負担金、これは三井水道企業団にうちがかたっておりますので、当然、これについても負担が、建設負担金がありますので、それは概算で、ひよっとしたらまだ確定はしておらないかと思えます。小石原ダムは完成しておりません。そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

それと4番目、これは逆になるかと思えますけれども、大山ダムの開発負担金が今、毎年四百数十万かな、475万3,000円ですか。これ約23年間、建設負担金として計上しております。これにつきましては大体23年間で終わるということでございますので、平成25年度から平成48年度で終わるというように思います。その総額は約1億930万円になるかと思えますけれども、そこ辺についての回答をよければわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えします。

まず1点目の小石原川ダムの事業の目的、概要につきましては、筑後川水系小石原川の上流の福岡県朝倉市において建設中の洪水調整、異常渇水時の緊急水の補給を含む流水の正常な機能の維持、新規水道用水を目的として建設中の、岩や土を盛り立てて築造するロックフィルダムであります。

なお、小石原川ダムは、当初129メートルの高さの計画でしたが、調査の結果、平成25年度に139メートルの高さに変更されております。

2点目の総事業費と完成年度につきましては、総事業費は約1,960億円、完工、完了工期は平成31年度までを予定されております。

3点目の水道負担金ですが、小石原川ダム建設事業に係る水道負担金は、総事業費等が確定していないため、現時点では示されておられません。

最後に、大山ダムの開発負担金、総額と最終年度につきましては、大山ダムの建設事業費で約1,000億円あり、建設事業に対する大刀洗町の負担総額は約1億円、最終支払いの年度は平成47年度となっております。

以上です。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 今、町長から目的なり、ダムの高さなり、説明がありました。これは結局、大刀洗町も小石原ダムは全然関係ないということではないわけです。一番、今日の私が

質問するのは、小石原ダムができれば、問題は東峰村です。東峰村がちょうど小石原ダムの中に、流量が入ってこない赤石川という川があります。これがちょうど境にあるわけです。そして、ほとんど赤石川ですか、その川の水の流れが、流れるところは、ほとんど小石原ダムには入らないわけです。ちょうどその境が小石原ダムの建設の流域です。もしこれが東峰村等の、言うならば北部等の雨量が、小石原ダムに流量が入ってくるような設計がなされておれば、大分今度の被害も削減されたのではなかろうかというふうに、地図で見ます。

大刀洗町としては、小石原ダムが洪水調節、これがほとんど寺内ダムで調節するわけでございます。非常にこれができれば、ある程度、安心はできませんけれども、今よりも安心するのではなかろうかと思えます。

そういうことで、洪水調整の中で、冬につきましては枯れた、ほとんど水がちょろちょろしか流れておりませんので、冬の渇水時期については、常時小石原川と佐田川に流すという。そして、筑後大堰から導水管で結局、水道企業団、それに都市用水ですか、これに入ってくるわけでございますけれども、大刀洗町としても結局大山ダムが約、これが大体1,000億ぐらいかかっております。大体これが今度の場合というような考えでございますので、確定はされておられませんけれども、水道建設負担金は1億、言うならば2億まではかかりません。そこら辺の中間ともわかりませんが、確定しなくてはわからないということでございますので、それは発表はようございますけれども、回答はようございますけれども、私としては1億七、八千万ぐらいになるんじゃないかというふうに思っております。これはあくまでも決定ではありません。

そういうことで、大刀洗町も小石原ダムについては水道の料金を、建設料金を払うというような考えを一応ぜひ頭の中に持っていたいただきたいと思います。

それと、今度のダムによって、今までは寺内ダムから結局江川ダムのほうには送水できなかったわけです。今度は小石原ダムによって、導水管を結局、小石原から佐田川まで延長、約5キロ延長つなぎます。それで、お互いが調節されるようなダムになりますので、負担金等についての予算については、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもって終わります。

○議長（山内 剛） これで、黒木徳勝議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） 次に、8番、平田康雄議員、発言席からお願いします。平田議員。

8番 平田 康雄議員 質問事項

1. 九州北部豪雨による農業被害への対応等について
2. 「大刀洗町男女共同参画計画」の見直しについて

○議員（8番 平田 康雄） おはようございます。座席番号8番、平田康雄でございます。

質問に先立ち、このたびの九州北部豪雨で被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

さて、私は、豪雨による農業被害の対応及び大刀洗町男女共同参画計画の見直しの2件について質問をいたします。

まず最初に、豪雨による農業被害の対応について質問します。

去る7月5日、九州北部豪雨により朝倉市、東峰村、日田市などで甚大な被害が発生いたしました。妻の故郷が朝倉市でありますので、私も災害復旧の手伝いに行きましたけども、途中、多くの方が泥だらけになりながら土砂を取り除く作業をしておられました。

農業面におきましても、万能ネギのハウスが土砂が流れ込んで、ひどいありさまでしたし、ぺちゃんこに潰れたビニールハウスも見受けられました。

そのような中で本町においては、町全体としては、被害は少なかったようですけども、それでも大堰校区の一部地域においては、かなりな被害があったようです。

被害の状況及び町の対応状況につきましては、7月20日の全員協議会において、地域振興課の重松課長から詳細な説明がありました。

1つは、5回にわたり災害対策会議を実施したこと。2つ目は、3回にわたり避難勧告を行い、床島区に避難指示をしたこと。3つ目は、17時に避難所を開設し、23時に避難者が183名とピークを迎えたとのこと。4つ目は、河川、道路及び住宅の被害状況について説明がありました。

その中で私が特に留意したいというのは、4番目の被害の状況についてであります。まず、河川や道路については、陣屋川や大刀洗川の越水により集落への水の流入、道路が冠水したという説明。あるいは県道久留米筑紫野線など4路線が通行止めになったという説明がありました。また、住宅については床下浸水が2戸、倉庫等の浸水が12件あったということを確認しましたと、そういう説明がありました。残念ながら、農業に関する報告というのが全くありませんでした。

今回の豪雨による被害、この中で一番被害が多かったのは農業ではないでしょうか。ビニールハウスの浸水によりミズナが全滅し、300万円の被害となった農家。あるいは露地栽培のユリが水につき100万円の被害が出た農家など、園芸作物に対する被害というのが非常に大きかったようです。

ある農家は、作物の90%がだめになったと言ってありました。12月に定植し、8カ月もの間、丹精込めて管理してきたのに、収穫を目前にして一晩で壊滅状態となったとのこと、個々の農家にとりましては、少なからず経営にダメージを与えるような被害額となったのではないかと考えております。

さて、8月10日の西日本新聞によりますと、園芸施設復旧費8割補助という見出しで、県の

農林漁業支援策の概要が発表されました。県内の農林水産業の被害額は288億円で、うち農業被害は154億円とのことであります。

ビニールハウスや果樹棚の復旧費は8割、農機具購入費は半額補助し、無利子で融資する、支援策は12億4,000万円、総額は110億円から120億円になる見通しだとのことであります。

本町において農業は、町の基幹産業として位置づけられております。基幹産業である農業に少ない、農家、数にしては少ないということであっても、そういった被害が出ますと、町農政にはそれなりの支障が出るんじゃないでしょうか。何分にも農業を続けようとか、経営拡大をしようという、そういった農家の意欲というのが薄れてしまうのではないのでしょうか。

また、農業をやってみようかという若い人たちの考え方、これも萎縮してしまいます。新しく農業を始めようとする方への資金的な援助とか、そういった手助けは必要であると思えますけども、今回のように多大な被害を受けた農家に対しまして、支援の手を差し伸べるというのは、町としてより重要ではないかと思えます。

県は、大規模な救済策を発表されましたが、我が町においても、何らかの対策が必要ではないでしょうか。

そこで、町長に次の2点について質問いたしますけども、先ほど黒木議員の質問に対しまして、冠水による農作物の被害が6,000万円あったと。一部そういう面では重複する点がありますけども、通告しておりますので、通告に沿って質問いたしたいと思えます。

1点目は、農業の被害はどの程度あったのか。農作物、先ほど6,000万円ということですけども、あわせて農業施設の被害等含めてどれくらいあったのか。水路や農道などの被害はどうか。

2点目ですけども、今回の農業被害に対しまして、町としてどのように対応する考えか。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、平田議員の質問にお答えいたします。

まず、農業被害の状況についてでありますけれども、8月17日現在、農作物の被害が約8.97ヘクタール、約6,000万円、農業用施設の被害が農業排水路と里道ののり面損壊がそれぞれ1カ所のほか、トラクターなどの農業機械の浸水による損壊が10台となっています。

また、町が管理している農道の被害はありませんでしたが、町道ののり面損壊が5カ所となっております。

次に、農業被害の町の対応につきましては、国、県の施策や制度などをもとに対応したいと考えております。この点、8月16日に開催された県の説明会では、農業経営の支援として、ハウ

スなどの施設の再取得・修繕に関する費用の8割、トラクター等農業用機械の再取得・修繕に関する費用の5割が補助される見込みとの説明がありましたが、具体的な内容までは示されなかったことから、今後、支援策の具体的な内容がわかり次第、被災された皆様に内容をお伝えするとともに、県と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 被害額が6,000万円と、我々が考えた以上に大きいなというふうな感じがしておりますけども、被害の把握というのは、いつ、どのような調査をしてわかったのでしょうか。調査の結果というのは、どうされたのでしょうか。

○議長（山内 剛） 田中産業課長。

○産業課長（田中 豊和） 平田議員の御質問にお答えいたします。

被害調査は雨の翌日7月6日の午後、JAみい、農業共済、それから普及センターとともに現地を見回っております。そのときには全体像が把握できておりませんでしたので、大体600万程度の被害ということで想定をしておりましたが、その後の聞き取りとか関係機関からの情報によりまして、再度試算をした結果、6,000万となった経緯がございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 調査をされて、その結果というのはどうされたんですか。

○議長（山内 剛） 田中産業課長。

○産業課長（田中 豊和） 申し訳ありませんでした。8月17日現在で再調査を行いまして、その結果、6,000万という被害額になりました。その結果は8月21日に甘木農林事務所のほうに報告をしております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 大規模な災害ということであれば、国とか県、そういったところの事業で、それなりの対応ができるとは思いますが、今回のようなスポット的な被害、一部の被害というのは、なかなか補助対象にはなりにくいと思うわけで、どうしても町の事業に頼らざるを得ないというのが実情じゃないかと思えます。

一部の農家が大規模な被害を受けた場合につきましては、例えば種苗とか肥料とか農薬等の購入費、それくらいの助成は町としてやって、手助けをすべきじゃないかと思うわけでありまして、先ほどは国、県の補助事業を活用して対応していきたいとの回答でしたけども、町独自の施策というのはないのでしょうか。もしないのであれば、今後、そういった施策を設けることはできないのでしょうか。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 先ほど来、お答えしておりますように、まだ国の支援制度、国というか、県の支援制度の詳細がわかっておりませんので、どのような場合に県の支援が受けられるの、そこが確定した段階で町の対応についても検討してまいりたいと思います。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 県の状況を聞きながら判断していくということですが、そういった県の補助対象にならないような、そういったものについて町独自の施策はあるのかどうか。それがなければ、そういったものを設けることはできないかという質問ですけど。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 繰り返しの答弁になって恐縮ですが、まだ県の支援策がわかりませんので、どの部分がそういう支援の対象になって、どの分が対象にならない。もし仮に議員御指摘のように、支援の対象にならない部分がどのくらいの被害になるのかとか、そういう部分がまだわかりませんので、それがわかった段階でまた検討させていただきたいと考えております。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 先日、農家の方とお話をする機会があったわけですが、農家に聞きますと、農業というのは天候に左右される産業であると、十分にわかると。災害が発生するというので、これは農業経営の一環として、農家として考えておかないかというふうなことは言われておりましたけども、しかし、水路とか農道、こういった公共的な施設の補修となると、とても農家の手には負えないということで、どうしても行政の手助けしてもらわなければだめなんだというふうな意見がといますか、お話がありましたけども、今回被災された水路とか農道、復旧については、先ほど復旧するような話、町道を復旧するというような話がありましたけども、農道がかなり被害を受けているようですけども、5カ所というのは農道ですか。町道でされるんですか。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 平田議員の質問にお答えさせていただきます。

こちら町道5カ所というふうに答弁させていただいた場所につきましては、大堰校区の西原、菅野、一部鳥飼にかかる、ほとんどが農地の部分にございます道路が対象になっております。見回り及び地元からの報告により破損した箇所を確認をしましたら、5カ所全てが町道ということがわかりましたので、町道でしたら建設課のほうで補修工事を実施するというところで考えておるところでございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 私、田んぼの真ん中じゃから農道ということで、なかなか農道の復

旧は声が出ていませんでしたので、どうなるかと思っていたんですけども、復旧するという回答をいただきましたので、少し安心いたしましたけども、復旧工事というのは年度内にされるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） お答えいたします。

破損した箇所につきましては、ほとんどが水稻、米を植えられております。工事、補修工事に当たりましては、落水後から今年度内の間で補修工事を実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 農道とか水路というのは、どうしても営農に非常に支障を及ぼすということで、なるべく早い時期に対応していただきたいと思います。

今回の九州北部豪雨の対応に当たりましては、地域振興課を初め関係課の職員の皆様におかれましては避難所の設営、災害調査、そして災害派遣など大変な御苦勞があったことと思います。特に産業課においては、転作確認の時期でもありまして、多忙をきわめたのかなと思っております。

また、地域振興課は通常の業務がかなりハードでございますけども、その中で災害調査とか災害派遣、あるいは災害状況の取りまとめ、報告ということで、本当に御苦勞さまでした。

最後になりましたけども、今後、議会に対し被害状況の報告をされる場合は、建物、河川、道路、それに加えて農業の被害状況、これは概要で結構ですので、ぜひあわせて報告していただくことを希望いたします。

これで、1つ目の豪雨による農業被害の対応について質問を終わります。

次に、大刀洗町男女共同参画計画の策定について質問をいたします。

当町におきましては、平成27年度主要施策報告書の中で男女共同参画推進に関する課題が示されました。

課題の内容は、平成28年4月1日に女性活躍推進法が制定されたことから、法律に基づく女性の活躍に関する事項を町の男女共同参画計画に盛り込む必要があるという内容でした。つまり、法律に基づく女性の活躍に関する事項を男女共同参画計画に盛り込むのが町の課題であると、そのように取り上げたわけですけども、私は10年計画の中間年次に当たりまして、それまでの男女共同参画計画の取り組み、これを検証すべきじゃないかと思うわけでありまして。検証した上で女性活躍推進法が施行されたこととか、あるいは県計画が見直されたことなどを踏まえて、計画の一部見直しを行うべきじゃないかと、そういうように考えまして、実は昨年9月議会で町長に質問したわけでありまして。

このことについては、町長から28年4月に女性活躍推進法が制定されたため、大刀洗町男女共同参画計画の見直しを進めるという回答がありました。見直しに当たりましては、まず10月から11月にかけてアンケート調査を行うとのことでした。調査の内容といたしましては、1つは男女共同参画の意識の進捗状況の把握、2つ目は住民の意識の把握の2点であります。町内の1,500人を対象として実施するとのことでしたが、調査の結果はどうだったのでしょうか。

また、審議会につきましては12月から1月にかけて開催いたしますと。男女共同参画計画の見直しを諮問するんだという、そういった回答がありましたけども、作業が幾分遅れているということで、いまだに計画の見直し作業は終了していないようであります。今後、どのような日程で作業が進められるのでしょうか。

なお、見直しに当たっては、これまでの計画の推進状況を把握した上で、1つは女性の職業生活における活躍推進、そして2つ目は、男性の家庭生活への参画に向けた施策の2点を計画見直しの新たな視点とするというふうに回答されましたけども、具体的にはどのような項目を目標として追加されたのでしょうか。

そこで、町長に次の3点について質問いたします。

1点目は、計画の見直しに係りますアンケート調査の結果、どうだったのか。

2点目は、見直し作業の進捗状況はどうか。今後、どのような日程で進められるのか。

3点目でございますけども、見直しに当たり、どのような項目を目標として追加されたのか。

以上であります。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えいたします。

まず1点目のアンケート調査の結果についてであります。昨年11月に実施した町民アンケート調査では、20代の男女400名、30代の男女400名、40代の男女240名、50代の男女240名、60代の男女220名の計1,500名に発送し、353名から回答をいただき、回答率は23.5%でありました。

内容につきましては、男女の地位の平等感や、男性は仕事、女性は家庭といった性別役割分担意識、家庭生活における役割分担の状況、DVに関すること、男女がともに働き続けるために必要なことなど、男女共同参画の意識について設問を設け、回答をいただいたところであります。

前回の平成22年に実施したアンケート調査と比較しますと、ほぼ同じ程度の数値となっておりますが、幾つかの項目については10%ほど上昇しており、意識や実生活において男女共同参画は進んでいるものと考えています。

2点目の見直しの進捗と今後の日程につきましては、今年の4月からこれまでに3回の審議会を開催し、計画の素案について審議いただくとともに、役場内の担当係で構成する策定委員会に

において計画の見直し案の検討を進めているところです。

今後、審議会を2ないし3回開催して計画案を作成し、パブリックコメントを実施するとともに、議会へも御報告し、今年中に策定したいと考えております。

3点目の見直しに当たって追加した目標についてであります。現在、具体的な目標項目について検討しているところであり、今後、策定委員会及び審議会の中で協議し、決定してまいりたいと考えています。

この点、女性活躍推進法やDV法を踏まえ、昨年策定された県の男女共同参画計画においては、働く場における女性の活躍推進のための取り組み事業として、自治体における女性職員の登用推進及び職員の仕事と生活の両立促進が追加されています。

大刀洗町におきましても、県の見直しも参考にしながら、本町で取り組む具体的事業を追加する方向で検討してまいりたいと考えています。

以上で、平田議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 1,500名に調査をいたしまして353名と、非常に回答が少ないと思いますけども、10%上昇したということですが、アンケート調査の結果、前回と大きく変わった点というのはあったのでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 地域振興課、重松でございます。アンケート調査結果後のよくなった点としまして、3点ほどございまして、まず1点としては、調査項目、男は仕事、女性は家庭という性別役割分担意識につきまして、「同感しない」もしくは「どちらかといえば同感しない」という回答が前は50%でございましたけども、5年後の今回は60%に上がっておりますので、ここで約10%ほど上がっております。

2点目につきましては、調査項目の女性が職業を持つことについて、子供ができて職業を続けるほうが良いという設問内容につきましての回答が、女性が34%から44%、これも10%ほど上がっております。

最後に、3点目につきましては、家庭生活における役割分担の状況について、掃除、洗濯、食事などの家事について、男女同程度と回答した女性の割合が4%から11%、約7%ほど増えております。

以上、3項目が前回のアンケート調査よりも向上した点でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） そういった具体的に10%ほど向上したということで、非常にいい

ことかなと思いますけども、先ほども言いましたけど、男女共同参画計画の過去5年間の検証、これはされたんでしょうか。もしもされたのであれば、検証結果というのは、どうなっておるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 事業の検証につきましては、今年の5月、第1回の男女共同参画策定委員会、この策定委員会というのは、関係各課の担当係長で構成しているメンバーでございます、男女共同参画に関する事業を行っているところでございます。

この中で会議を行いまして、内容につきましては5つの基本目標がございます。それに伴いまして14の主要課題を設定し、86の事業項目があります。この86の事業項目につきまして、関係各課より、できた、できてない、継続する事業、まだ取り組んでないということの結果を検証しまして、今後、今回の事業計画の見直しに伴いまして、審議委員さんとの合同会議も含めて継続する事業、もしくは取りやめる事業、新規で行う事業ということで、検証結果を反映させた事業計画を策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 昨年の9月議会において、町長はこれまでの男女共同参画計画の推進状況を把握した上で、1つは、女性の職業生活における活躍推進、2つ目は、男性の家庭生活への参画に向けた施策、この2点を新たな視点とすると回答されましたけども、この項目というのは当然、今回の計画に反映されると思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 議員がおっしゃるように、昨年の9月の議会で男女共同参画の見直しの視点についての回答としまして、女性活躍推進法と、それに伴いまして男性の家庭生活への積極的な参加ということで回答をしておりました。

女性が長く職業生活において活躍するためには、男性が家庭生活へ積極的に参加するイクメンやイクボスと言われるような、男性の職業生活のワーク・ライフ・バランスの取り組みが重要だと考えております。

このため、策定委員会及び審議会の中で、男性の職業生活のワーク・ライフ・バランスの取り組みにつきまして、しっかりと協議を進めて策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 今回配布されました一般会計補正予算、これを見ますと10名分の委員報酬が上げられておりますけども、そういうことから委員は10名かなと思っておりま

すが、委員の構成というのは、どのようになっているのでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 審議会委員の構成でございますけども、審議会の委員は、今年の2月から3月にかけて一般公募を行っております。4月の中旬に決定した委員につきましては、全部で10名でございます、女性が6名、男性が4名の計10名でございます。

内訳につきましては、公募で応募された方が6名、あとは各団体として女性の会から1名、商工会から1名、民生委員児童委員協議会から1名、あと区長会のほうから1名ということで、団体のほうから1名参加をさせていただいております。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 計画の見直しに係るアンケート調査と、その調査を実施されたということ、審議会の開催とか、あるいは見直し内容の把握とか、今のところ、若干遅れておりますけども、計画に沿って見直し作業が進められているということがよくわかりました。また、委員の構成とか女性委員の数なども適正に定められているようでございます。

今後、計画の具体的な内容をどうするかとか、あるいは実現可能な計画かとか、あるいは見直し後、計画に沿って事業が確実に実施されるのかといった難しい問題がいろいろ出てくるんじゃないかと思います。中でも計画に基づく新たな事業の推進に伴いまして、男女共同参画社会がどこまで実現できるかという点は、特に留意すべきじゃないかと思います。

先月、座・たちあらい学習塾の皆様と意見交換会を行いました、その中である女性から、女性にとって仕事と育児の両立というのは、自分の経験からいっても非常に困難な課題であるというふうな意見がございました。

今回、新しい視点に立ちまして見直しが行われます大刀洗町男女共同参画計画の策定に伴いまして、女性が安心して仕事と育児の両立ができる、また、男性が育児に参画できる、そのような社会が実現できることを期待いたしたいと思います。

最後に、計画案ができましたら、ぜひ議会にも説明していただけるとありがたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（山内 剛） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） ここで暫時休憩をしまして、議場内の時計で10時20分から再開をさせていただきます。

休憩 午前10時09分

.....

再開 午前10時22分

○議長（山内 剛） それでは、休憩前に引き続き、再開させていただきます。

次に、1番、安丸眞一郎議員、発言席からお願いします。安丸議員。

1番 安丸眞一郎議員 質問事項

1. 小学校における英語の教科化に伴う時数確保と指導体制について

2. 生涯スポーツ施設の充実と有効利用について

○議員（1番 安丸眞一郎） 議席番号1番の安丸眞一郎です。質問に入ります前に、このたびの九州北部豪雨で亡くなられた方々の御冥福と、また被災された方々のお見舞いを申し上げます。また、今も引き続き避難所で不自由な生活をされているかと思っておりますけれども、一日でも早い復旧復興を心からお祈り申し上げますというふうに思います。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告のとおり2点について質問を行いたいと思います。なお、質問は、大項目ごとに進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

1点目の質問は、小学校における英語の教科化に伴う時数確保と指導体制についてであります。

文科省は、昨年2月14日に新指導要綱改訂案を発表し、その後パブリックコメント等を伴いながら、今年の3月31日に学習指導要綱等の改訂が告示されたところであります。

2020年（平成32年）からの小中学校学習指導要綱等の改訂のポイントとして、主体的・対話的深い学びが求められ、教育内容の主な改善事項によりますと、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、あわせて外国語教育の充実が掲げられております。その中で、今回通告しています外国語活動の充実に関して、教育長に問うものであります。

現在、小学校高学年（5・6年生）を対象にした外国語活動は、グローバル化への対応ということを目指して、前回の改訂のとき、2011年（平成23年）から始まっております。現在、5・6年生に導入している成績評価のない外国語活動を、今度は3・4年生に前倒しをして、5・6年生は教科化をするというふうに聞いております。

小学校3・4年生の外国語は、英語を聞いたり、話したりして、慣れ親しませると。要はコミュニケーション能力の資質の向上のために総授業を回るといいますか、という取り組みだそうですが、5・6年生は、これが教科となって、今度は基礎をつくるということで、教科書を使い、読む、書くにも触れて、成績評価もするというのを聞いております。

外国語が、教科外から教科化になる5・6年生は、授業時数も現在の35コマから、倍の70コマになるということ聞いております。大刀洗においては、来年度から前倒しで実施するようなことを聞いておりますが、時数の確保は大丈夫なのか、非常に心配をしているところであります。

また、外国語の指導に当たっては、現在、外国語指導助手でありますALTが、町内に1人い

らっしゃいますが、教科化になった場合、特に成績評価も出てきます。問題はないのか。また、担任が外国語についても指導することになってくるのか。そこで指導体制について、教育長の考えを問うものであります。

以上で1点目の質問を終わります。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、お答えします。

まずは、授業時数の確保について、お答えしたいと思います。

小学校の外国語教育につきましては、平成30年度から新しい学習指導要領が全面実施となることに伴いまして、3年生・4年生で外国語活動として35単位時間、5・6年生で外国語科として70単位時間を実施することになっておりまして、総授業数は3年から6年まで35時間増加というふうになります。

全面実施の平成32年度までの2年間は移行期間となります。この移行期間中の外国語活動の授業時数は、3年生・4年生においては15単位時間の増加、5・6年生につきましても15単位時間を増加させて、現在の35と合わせて50単位時間というふうになっております。

移行期間中においては、総合的な学習の時間及び総授業時数から、15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減らしまして、外国語活動の授業時数を確保してまいります。なお、総合的な学習の時間は、年間70時間行われております。そのうち15時間をカットするものでございます。

この移行期間中に35単位時間を増加した授業時数を確保するために、週当たりの授業時数を増加することや、土曜日とか、あるいは長期休業中の帯を短縮するなどして授業日数を増やすことなど、いろんな方法がございますけれども、今後、学校と詰めていきたいというふうに思っております。

次に、指導体制でございますけれども、小学校では、学級担任がALTとのチームティーチングを活用しながら指導を行っているところでございます。

小学校外国語教育を担う先生の担任の指導力向上のために、県あるいは教育事務所、小郡市三井郡教育研究所が主催する研修会に教員を派遣しておりまして、その学んだ内容を共通理解する校内研修を実施し、指導体制の充実を図っているところであります。

今後は、ALTや外国語が堪能な外部人材等を活用したり、あるいは小中連携として、専門性を有する中学校の外国語担当教員が、小学校で指導するなどの体制づくりについて、研究してまいります。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） まずは、時数の確保の関係で確認も含めて再質問をします。

移行期間の平成30年から31年度の2カ年間については、3・4年生も5・6年生も時数としては、15コマの増ということで、これは確認ですけれども、現在の6時間授業、あるいは1コマ45分の授業も、場合によってはそれを60分にして、3日間やって45分を捻出するというのも、文部省の中では言われているようですけれども、そういったところはしないで現状の時間数の中で、15コマの増については考えていくということで理解してよろしいですか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） この30・31年度の移行期間中につきましては、総合的な学習の時間の70時間のうちの15時間を割いて充ててよろしいというふうになっておりますので、新たにプラスすると、またなかなか現状が大変でございますので、この2年間につきましては、その70引く15で、その15時間を英語の時間に充てたいと思いますので、現行の時間割と何ら変更はありません。

ただ、一番問題なのは、32年度から全面実施になった場合、35丸々増えるんですよ。その35丸々増えたやつをいかにして生み出すかというのは、現状の中で時間数を減らすわけにはいきませんので、とても苦勞すると思います。今のうちからいろいろ話はしていますけれども、大体3つか4つぐらいのパターンがあるんですけど、どれをもってしても、なかなか学校の授業時数は非常に窮屈になるだろうというふうに思います。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 本格実施の32年度からの問題も確かであろうかと思いますが、当面15コマの中で、総合学習を割いて、現在の6時間の時数についてはそのままいくということで、今日のところは確認をさせていただきたいと思います。

ただ、言われましたように、今後、本格実施になった以降の32年度からの問題、時数の確保の問題、要は、今回の指導要領の中でも求められている主体的な学びということからすると、もう単に6時間授業を7時間に増やすとか、そうした場合とか、あるいは先ほど申し上げました45分を60分に延ばして時数を捻出するという、いろんなやり方が何かあるようでございますけれども、本当にこう学校において、子供たちがゆとりあるという言葉が適切かどうかわかりませんが、真剣に学び得るといえるか、学習できる時数にさせていただきたいということで、まずは6時間授業をそのままいかれるということで、今日のところは確認させていただきたいと思います。

それでは、指導体制の関係です。あわせて今の教育長の答弁の中にあつた移行期間の問題については、先生方の研修を含めて、それを水平展開する中でレベルを上げていくということで理解しますが、この移行期間2年間については、ALTも1名の現状のままの配置のままにさ

れるのか。基本ですね。考え方。場合によっては増員される考えがあるのか。それとか、先ほど答弁の中にありましたが、外部人材の活用、そういったところも教育長の中にお考えがあるようですけれども、現時点の考え方としては、まず現状のままの体制で授業をしていくという考えで理解しとってよろしいのでしょうか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えします。

2年間につきましては、言わば先行実施ですので、研究期間でもありますので、現状の体制でやっていこうと思っています。その際に、本格実施になる際に、32年度から小学校担当のALTを1名増員するのか、あるいは専科教員として中学校の英語の免許を持っている先生をお願いするのか、どのような形にすれば、一番子供たちにとってよろしいかということは考えていきたいと思えます。

なお、御存じかと思いますが、来年度の概算要求で、文部省は、専科教員について2,200名の増員ということで概算要求を出しておりますが、これも日本の小学校は3万校あって2,200人ですから、大体10年から15年ぐらいかかると、待っておけばですね。その際、うちの町としては、どのような英語教育を施すべきかというのはなかなか難しい問題も——予算等もございまして難しい問題になりますから、この2年間を通じて学校現場とよく話し合いながら、どのような形にすれば子供たちが戸惑いなく英語教育を受けられるのかということについては、研究してまいりたいと思えます。また、ですから今のところ、このような形にするという案は、持ち合わせておりません。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 今、文科省の来年度の概算要求も触れられましたけれども、確かにこの問題は国の問題でもありますが、文科省は、定員増の要求は出しながらも、やっぱりこう財務省がなかなか難色を示しているというのは聞いておりますけれども、先ほど触れられました専科担任との連携の問題もありますが、現在の町内の小学校に在籍されている先生方で、英語を専科されている方は何名ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 現在のところゼロです。英語の免許を持っていらっしゃる先生はいません。ただし英語の堪能な先生は、それぞれ大体学校に1名ずつぐらはおられますので、この方々が、研修会等を通じて具体的な指導内容についてはやっていく。実際問題として、小学校の先生が英語の免許を持っているちゅう事例があるはずがないんですよ、もともと。それは大体小学校の教諭の免許を持って入ってきているわけですから。

だから、この際、言わせていただくと、本来は先生の養成も含めた上で英語教育を実施すると

ならなくちゃいけなかったのが、養成は全く無視されていて現場に努力をしろというのは、どだこれはもともとおかしい政策だと私は思っております。ただし、それは、そうなった以上は国の公示された内容ですのでやらなくちゃいけませんので、いろんな教材を使うとか、DVDを使うとかいろんな方法はありますので、子供たちが何せ困らないような研究をしていきたいというふうには思っています。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 教育長の苦しい心中といえますか、悩みのところも聞かせていただいたわけなんですけど、私たちからすれば、それはよくわかりましたというわけにはなかなかいきませんので、子供たちの教育に関することです。ぜひ努力をお願いしたいというふうに思っているところです。

先ほど言われました移行期間の、例えば小学校高学年（5・6年生）の、これは移行期間の成績評価というのも当然出てくるんでしょうか。そこらあたりは、どんなになっていますでしょうか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 現在、評価については、まだ明確に文科省のほうから指示がございませんで、ただ現在、5・6年生につきましては、文字による評価はしています。記述して、5・4・3・2・1ではなくてですね。恐らくは、やるとしても評価はそういう記述式による評価だと思います。

現在、小郡三井の先生方でチームを組んでいまして、どのような評価をすべきかということで、今検討中でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） はい、わかりました。指導体制の関係で、先ほども平田議員の中にあつた学習塾の意見交換会の中でもちょっと出されたのが、やはり町内にもいろんな英語に堪能な方もいらっしゃいますし、言えば、そういうふうなボランティアの募集もしてもいいんじゃないかなと。特にこの移行期間の2年間の中でも、やはりそういうボランティア、英語に関しての実践の英会話ができる方もいらっしゃると思いますから、そういったお考えはありませんか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） まず、基本的には、先生の免許を持たないと教えられない。これは、おわかりだと思います。ボランティアは、あくまでもアシスタントとして入るということござい

ますが、今回の英語の指導要領の改訂ということは、基本的に即興性を持ったやりとりができるような子供を育てようということです。やっぱり英語経験の豊富な方をボランティアとして、サブ的に入れていくということは、考えていかななくてはいけないことだというふうに認識しております。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） そういう条件が整えば、ボランティアとして外部人材を入れていくという考えで理解してよろしいですか。はい。

いずれにいたしましても、やはりこう2020年の、いわゆる東京オリンピックに向けてのじゃないですけど、それにあわせてように新指導要綱が今回改訂されたわけですけども、世界はグローバル化という中で英語をかなり力を入れておりますけれども、今、ここでこういう発言をしたらどうかと思いますけど、やはり日本語もしっかり、もう基礎となる日本語も覚えながら、当然それは今後子供たちが育っていく中では、英語力というのは必要不可欠だろうというふうに思います。

特に英語教育が親しむスタートとなる、この特に3・4年生からですから、もう今は、幼稚園とか保育園とかいろいろ英語を教えているとか、あるいは塾に行かせている保護者もいらっしゃるかもわかりませんが、学校で教えるようになる以上は、しっかり指導体制を確立しながら、場合によっては、先ほど教育長も言われましたように、ALTの増員も含めて問題がないように。特にいろんなことが始まりますと、先生方の負担がかなり増えてくると思うんですよね。ですから、そこらあたりを2年間の移行期間で十分検証しながら、本格実施に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っておりますけれども、2年間の中で、例えば半年ごとに振り返るとか、1年ごとに振り返るとか、そういったお考えはありませんか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 学校教育に関しては、指導主事を中心として、それぞれ教務主任でありますとかいろんな、あるいは学力向上のメンバーでありますとか、年間に4回か5回ぐらいの会合を開いております。その中で、基本的には振り返りながら、どのような形になるかということは、考えてまいりたいと思います。

一番、私は懸念しているのは、言わずもがなかもしれませんが、今の中3から、大学入試については、TOEFLなどの英語検定などを使うというふうに、一応高大接続のことで決まっています。実際1万円か2万円ぐらいかかります。英語があふれている町でもありません。恐らく都会と田舎町とでは、英語に関する習熟の違いというのは、相当開いてくるだろうというふうに思っています。

ですから、英語教育がなされなければならないということは、そのとおりなんですけれども、

地域格差というのが出てくる懸念が非常に強うございますので、私としては、学校で、とにかくそういう塾に行ったりとか何とかじゃなくて、学校の中できちんとした一定の水準が保てるようなことにするためには、残念ながら今のところ、加配があつたりとか、あるいは専科教員がつくという見通しはほとんどありませんので、研修を積みながら先生たちとともに、少し負担増になるかもしれませんが、子供のためになるように、一生懸命研修をお互いに積んでいきたいというふうに思っているところです。ただ、この状況は、とても苦しいです。苦しいといえますか、少し無茶です。はっきり言うところです。しかし、それは無茶と言ってもしょうがありませんので、対処していきたいというふうに思っています。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 教育長の気持ちは十分わかるんですけども、ぜひ子供たち、教育に関して地域格差があつてはならないと思いますから、しっかりとした学校での指導教育をお願いしておきたいというふうに思っております。

場合によっては、国、県からの加配の教員の配置はないかもわかりませんが、町単独でも、やはりそういった手だてをしながら、先生方の負担を少しでも軽減するような取り組みにしたい。結果として、それは子供たちの教育にかかわってくる問題ですから、ぜひ、これは町長部局との絡みもあるかもわかりませんが、そこらあたりを2年間の中でしっかりこう検証していただいて、32年からの本格実施のほうにスタートさせて、つなげていただきたいというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、2点目の質問に移っていききたいと思います。

2点目の関係は、生涯スポーツ施設の充実と有効利用についてであります。

まず、小項目1点目として、現在、土地開発公社が所有の土地をグラウンドとして使用している上下グラウンドに関しての質問であります。

ここ上下グラウンドは、菊池小学校の芝生化に伴って、それまで使用していた社会体育の野球やソフトが学校で使用できないということで、もとのナショナルのグラウンド一角にあつたグラウンド、そしてそこが使えなくなって、現在の土地をグラウンドとしてこれまで使用してきております。これは、確か23年度からの使用かと思えます。

そういう中で、ことしの7月に関係者が集められて、企業からの引き合いがあるということで契約に至りそうなので、近い将来使えなくなるというふうな説明があつたと聞いております。そこでお尋ねしますけれども、具体的にいつから使えなくなるのか、また、現在少年野球チームが2チーム練習で使っておりますけれども、使えなくなった場合の練習場所などについて、町はどういうふうに考えているのか、これについて教育長について問うものであります。

次に、小項目2点目であります。2点目は、町民グラウンドに関する質問です。

大刀洗町町民グラウンドは、町民の健全な体位の向上を図り、公共の福祉の増進に資するために、筑後川、片ノ瀬橋下流の右岸河川敷を、国土交通省の占用許可のもとに昭和49年に設置条例をつくりながら、町民グラウンドとして今日まで使用してきております。しかしながら、たび重なる豪雨等、特に5年前の九州北部豪雨災害、バックネットやグラウンドが表土が流出して被害を受けております。また、今回の7月の平成29年7月九州北部豪雨でも、同じような被害が出ているところです。

この町民グラウンドについては、25年3月議会の一般質問の中でも取り上げておりますが、そのとき教育長は、国への占用願の取り下げを視野に入れて検討するというふうな答弁がなされたかと思えます。

先ほど、上下グラウンドの件を触れましたけれども、町内には運動公園グラウンドはありますけれども、ここは、町内外からの各種スポーツ団体などの利用があって、特に土休日等については、飽和状態といえますか、というような状況になっております。

また、現在の町民グラウンドの占用については、聞くところによりますと、平成32年で切れるというふうに聞いております。町全体の社会体育施設の現状を見たときに、占用許可について継続し、そして町民に開放して有効に活用すべきというふうに考えているわけです。そこで教育長の考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、お答えします。

まず1点目の上下グラウンドについてですけれども、売買の時期ですとか、いつまでグラウンドとしての使用が可能かについては、教育委員会では所管ではありませんので、お答えは、明確なお答えはできません。

現在、使用中の上下グラウンドの土地につきましては、土地開発公社の所有であるため、平成23年から町と開発公社による使用貸借契約を結び、町の社会体育施設のグラウンドとして整備をし、使用許可を出しておりました。

開発公社と使用貸借契約を結ぶ際に、土地の売買が成立した場合には、開発公社からの申し入れにより、土地を明け渡すことになっており、その件については、利用する団体にも事前に説明をし、了承をいただいているところでございます。

今後、売買が成立し、グラウンドとしての使用ができなくなった場合につきましては、現在ある運動公園等の社会体育施設を有効活用してもらうなど、利用団体と協議しながら進めてまいりたいと思えます。

次に、2点目の生涯スポーツ施設の確保のための町民グラウンドのことなんですけれども、町

民グラウンドにつきましては、町民の健全な体位の向上を図り、公共の福祉に資するよう、筑後川河川敷、筑後橋——通称片ノ瀬橋ですが、下流右岸を主に野球場として使用するために、国に占用許可を得て町民の利用に供してきましたが、御存じのように平成5年度の運動公園の竣工によりまして、利用頻度は次第に減少していたところでございます。

また、御存じのように、5年前の九州北部豪雨の影響で壊滅的な打撃を受けまして、復旧にはかなりの金額が要されるということで、一時閉鎖をしておりましたけれども、大きな支障はなかったように思います。

しかしながら、一つの利用団体が自己の負担において修復し使用していたところであります。さらに先日の豪雨災害においても、前回と同じような状況であります。今まで使用していた団体が、応急的な措置をして現在も使用を継続しているという状況でございます。

グラウンドの占用期間は平成32年までとなっておりますけれども、維持管理の経費もかかっていることや、近年の異常気象の状況を踏まえますと、復旧工事に数百万の臨時的経費がかかることも予想されます。したがって、現在の町民グラウンドの使用状況も勘案し、いま一度、町民グラウンドの必要性や適正な利用について、社会教育委員会や町の体育協会と協議を行った上で、再開も含めまして今後のあり方について検討してまいりたいと存じます。

以上で終わります。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 先ほどの教育長の答弁の中に、引き合いについての売買的とか、そういうのは、町長部局でしかわからないということですから、この件に関して答弁を求めます。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） お答えさせていただきます。

まず、当該上下グラウンドにつきましては、現在、売買に当たっての土地の値段ですね、鑑定評価の準備をしているところでございます。ですから、鑑定評価の鑑定額が出まして、そして売買先の先方のほうも鑑定評価をとられていると思いますので、価格交渉ですね、それから引き渡しの時期について協議をいたしまして決定することになります。したがって、今の時点で明確にいつまで使用できますというのが、今のところ言えない状況でございます。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） たまたま23年から使っている上下グラウンドは、当時の22年の12月議会の中で、議員からの質問の中で、中山副町長だったんですけども、先ほど教育長が答弁されたような内容で、企業が進出してくれば、すぐ売却という方向というのは明確に出されております。

現在、使っている団体も、そういう理解のもとでは使っているわけですがけれども、これがいつ

になるかというのが、やっぱりこう安心して使えない状況といたしますか、特に先ほど申し上げましたように、7月に関係の代表を集められて説明会が持たれておりますから、それでも今現在は、双方が土地鑑定士に依頼して土地評価をされているという段階ですけれども、そうなりますと、どうでしょうか。もう全然感觸的に、年内なのか、年度内なのか、またそこらあたりはどんななんでしょうか。向こうの急ぐ希望もあるかもわかりませんが、そういったところの感じ、役場として、町としての考え方はどんなでしょうか。お尋ねします。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） お答えいたします。

ちょっと明確な回答ができなくて恐縮なんですけれども、相手側の購入希望の会社の意向というのがどうしてございますので、その意向を踏まえての売買の時期になろうかと思えます。役場としては、年内なり、年度内ぐらいかなと思っておりますが、先方がそれよりも早くということでも申し出をされる場合もあり得ますので、今のところいつまでというのが、申し訳ございませんが、言えないような状況でございます。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 利用団体にとってみれば、一日でも長く使いたいということですから、勝手ですけれども、来年度になっても構いませんので。それは冗談の範囲ですけれども、そういう時期が来れば、きちっとした形で早目にお知らせも含めて対処策も求めていきたいと思えますが、そういうことで売却時期がまだ不明確ということですが、現在使っている2団体が野球をしております。

これについて、当然、上下グラウンドが使えなくなれば、今、週に何回か練習しておりますけれども、その練習場の代替地といたしますか、練習場所の確保といたしますか、そういったところについての考えはどんなでしょうか。

○議長（山内 剛） 矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） 生涯学習課の矢野でございます。安丸議員の質問にお答えいたします。

先ほども答弁にありましたとおり、現在ある社会体育施設を利用していただくということを前提に考えております。その中で、ただ先ほども議員さんから申されたとおり、運動公園もかなり使用の団体が多くなって、飽和状態に近づいているというところもございます。

それで、今、私どもで一つ利用団体のほうにも提案しているんですけれども、運動公園の中にゲートボール場がございますが、ここのゲートボール場が現在使用されていない状態で、今は、あいているような状態でございます。

この部分を何とか改修をして、上下グラウンドほどの広さはございませんけれども、練習をす

るぐらいにはなるかと思っておりますので、そういったところで、こちらについても利用団体とまた話を、協議をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 練習場所の確保として、今、課長答弁がありましたように、現在の運動公園の西側のゲートボール場とか遊具があるところを改修して、場所を確保したいと。先般の7月の代表者説明会の中での資料を見ると、南北については80メートルほど確保できると。それから東西に関しては45メートルですかね。県道から運動公園に向かっての幅が45メートルと。これは、野球等の練習をするとなると、隣に当然通行量の多い県道等が走っておりますけれども、そこらあたりの対策、フェンスとかそういったことも含めて改修ということと理解してよろしいんですか。

○議長（山内 剛） 矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） 御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり隣に県道が走っておりますので、当然そちらで野球をして、ボールがそちらのほうに飛ぶという可能性も十分に考えられますので、そちらのフェンスを、もし改修する場合には、そういった事故等がないような形で考えたいと思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 限られた中での場所を確保ということで、それが一つの手だてだと思いますが、この面積より広いというふうに思っているのが、現在の運動公園の南側、葬祭場入り口の住民課が管理している、土捨て場という表現がいいのかどうかわかりませんが、一時保管場所ですか、ああいったやつをグラウンドに活用することは、検討できないでしょうか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 今、議員がおっしゃったことも、一応提案の中身としては、今検討しているところでございます。

なお、運動公園につきましては、実際、いっぱいなのですが、ウイークデーの3時半とか4時とかは、あいていますし、土日につきましても、少し寄せればできるというふうに思っていますので、全然なくなってしまう、運動公園が使えないということではなくて、運動公園については十分に活用できるスペースというか、空間というか時間的なスペースはあるというふうに思っています。

また、一点だけ問題になるのは、校区外に子供たちが出かけるということになりますが、一応菊池小学校の校長と相談をいたしまして、もし万が一そういうふうになれば、特例として認めて

もよいというふうな発言も聞いています。これは、いわゆる校内の規則で決まっているわけですね、公の規則ではなくて。校区外に出てはなりません、一人では出てはなりませんというふうな、何も教育委員会の規則とかで決まっているわけではございません。これは学校の規則なんです。校則なんです。

ですから、それにつきましては、弾力的な運用は可能だというふうに思われますので、もしそうなった場合につきましては、細かい相談をしていきたいというふうに思っています。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 運動公園を使うとなると、今、子供たちが自分たちで、低学年は別としても高学年は自転車で行くようになると思います。そうしたときに、校区外だから子供たちは行けんのじゃないかなという心配もありましたけれども、さきに教育長のほうから考え方を述べられたんで、一安心したんですが、この児童の校区外については、それぞれの学校での決め事ということで、町内の学校については、校区外利用も許可しているところもあると、逆に理解してもよろしいのでしょうか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） その点につきましては、全部把握しているわけじゃありませんので、全部がその一部でも校区外の活動を、子供たちだけの活動を認めるかどうかは、この場ではちょっとお答えできかねます。材料を持ち合わせておりませんので。ただ一般的に言うと、どの学校も、校区外に一人では行ってはなりませんということでの校則は、あるというふうに認識しております。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 学校長のもとの校則ということですから、それはぜひ子供たちが、やはり自分で行けるような手だてとといいますか、そういった対応もしていただきたいというふうに思っておりますから、校則の見直しですかね、特例的な見直しとといいますか、ぜひお願いをしておきたいと思います。

それでは、小項目2点目の町民グラウンドの関係です。

それぞれ水害等で表土がめくれて、現在、利用団体が応急的な復旧工事をされて、使用されているということですが、これは、聞くところによると、町民グラウンドは、現在、何か使用禁止というふうな、町民に対してはなっているんじゃないですかね。そこらあたりはどんなですか。

○議長（山内 剛） 矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） 御質問にお答えします。

今、安丸議員がおっしゃったとおり、平成5年前の平成24年の水害で壊滅的な打撃を受けた

ところでございます。

こちらのほうを復旧するに当たって、当時、復旧費が大体400万円から500万円ほどかかるということもございました。予算を持ち合わせていないということで、うちのほうとしましては、町民グラウンドとして一般開放するのであれば、それなりの復旧をした上でしなければならないというところではございましたが、御存じのとおり、一つの団体が、自分たちのほうで復旧をされて使用されているという状態が、今も続いているという状態でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） ですから、町民グラウンドは、やはり先ほどから言われますように、町民の体位の向上を図りということで、答弁の中には、利用者が減ったから今後は必要性も含めて検討しなければならないという、教育長の答弁がありましたけれども、やはりどうしても基本的には運動公園近くを使って、今までは運動公園ができる前は、当然、筑後川の河川敷を町民グラウンドとしてそれぞれ使っていた経緯があるわけですが、中には、グラウンドとグラウンドの間のスペースをグラウンドゴルフで利用されたりとか、そういうふうな地域住民のそういった社会体育の施設の一つになっていたと思うんですよね。

ですから、利用数の問題もあるかもわかりませんが、やはりこれまでもかなりの費用をつぎ込みながらグラウンドを整備した経緯もありますし、下流域にあります久留米市なんかは、今年度、水害による復旧工事でグラウンドだけで、約7,000万円ぐらいかけるということですので。

まだまだそういった社会体育施設が足りないから、トータル的には10カ所ぐらい増やすということも聞いております。そういうふうにいるんな健康維持も含めて、そういう施設は、利用者が少ないから、「じゃあやめますよ」ということじゃなくて、やはりこういつでも町民が使える場所の提供というのは、必要になってくるというふうに思います。

ですから、32年以降も、まずは占用許可については、継続していただきたいというのを申し上げておきたいというふうに思いますけれども、そこ辺の考えを再度、教育長にお尋ねします。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えします。

基本的には、安丸議員と私も同じような考え方を持っておりますが、問題は、今なかなか詳しく申し上げるのは難しいところがありますが、必ずしも正常な使い方とは思われない使われ方がありまして、現在ですね。それで教育委員会、生涯学習課が大変苦慮しているところでありまして、そういうことがなければ、非常に使いやすいところでもありますし、広々ともしていますので、使用は一向に差し支えないと思いますけど、そういった点も含めまして、現在の、必ずしも

正常ならざる使用の方法とかも含めて、社会教育委員会等で具体的に話を詰めたいというふうに思っているところです。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 教育長の中に、正常ならざる使い方という表現もありましたけれども、具体的には申しませんけれども、やはりそういうことをされているんなら、やはり国交省との間で、それなりの条件で占用許可が下りているわけですから、管理者としてそれなりの対応はするべきだと思いますけれども、こちらからそういった働きかけは、これまでなされたんでしょうか。

○議長（山内 剛） 矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） 御質問にお答えします。

今、使われている団体につきましては、以前、教育委員会の中で話し合いを持ったことが数回ございます。そして、今現在は、国土交通省のほうとも話をしておりまして、国土交通省側としましては、グラウンドとして使用していただく分については構わないということではございますけれども、今回のような水害が発生するに当たって、物が流出するというのが一番の問題であるということもございます。

それで、近々ではございます——今調整中ではございますけれども、国土交通省側と私ども生涯学習課、それと今使用している一つの利用団体がございますので、こちらの代表者の方と協議をするということを考えているところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 具体的には、その協議というのは、以前は8月ごろされるという話も聞いておりますけれども、具体的に考えをお尋ねします。

○議長（山内 剛） 矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） お答えいたします。

本来であれば、もう終わらせておかなければなりませんでした。調整のほうがちよつとうまくいっておらないところがございました。それは、ちよつとお詫びを申し上げるところではございますが、近いうちにこれも行いたいと考えているところでございます。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） ぜひ、今、課長答弁にもありましたように、国交省、それから利用団体、役場ですね。この話し合いをしっかりと持たれて、やはり国土交通省から占用許可のもとに使っている以上は、それなりにきちっと管理者として役場も指導していかにかいにかんというふうに思います。

また、使っている側もルールにのっとった形で使用するというのは、誰しもしていかにかいかに
んことでもありますから、それは早目にそういう話し合いをぜひ持っていただきたい。そして早く、
やはり町民に開放できるように担当課として取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（山内 剛） これで安丸眞一郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） 次に、10番、平山賢治議員、発言席からお願いします。

10番 平山賢治議員 質問事項

1. 医療の充実について
2. 災害対応について

○議員（10番 平山 賢治） 10番、平山です。通告に従って質問をさせていただきます。久
しぶりに午前中の登壇でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

久しぶりに午前中に登壇したら、平日だったということではありますが、今、国政におきまして
は、自分たちの親しい仲間には限りない便宜を図りつつ、多数の国民には医療介護を大幅削減、
政治の私物化が限りなく進行しています。一国の政治として最もあってはならない事態ではない
でしょうか。

また、災害対応についても、必要な場所、必要な人に必要な支援が行き届かない制度の問題が
災害のたびに指摘をされております。こうした矛盾が、とりわけ地方や自治体に押しつけられ、
住民も職員も大変な苦勞を強いられている状況であります。

私どもは、社会保障の分野におきましても、災害の防災の分野におきましても、住民の皆さん
の実情に寄り添い、行政の皆さんとも協力しながら、制度の改善、充実を求めていくものであり
ます。

それでは、本日は、大きく2点について質問をさせていただきます。

今回は、小項目ごとに質問をさせていただきます。

1点目に、医療の充実についてであります。

政府は、この間、医療介護総合法が平成26年、医療保険制度改革法、平成27年など、公的
医療介護制度の根幹に手をつける法改定を行ってまいりました。この法律の中核部分、特に医療
関係では、来年度から本格始動することが定められており、今年度は、都道府県や市町村がその
実施準備に追われる1年と言えます。

その制度改変の第一が国保の都道府県単位化であります。実施まで1年を切った状態でも、な
おその詳細が明らかにならないことから不安の声が上がっています。またこれまでも何度か質問
をしてきたとおり、そもそも国民健康保険制度が抱える構造的問題によって、被保険者は高い負

担に苦しみ、滞納も多額に上っています。私どものところにも滞納や差し押さえに対する相談が寄せられています。

今回は、国保の抱える諸問題と今後の運営方針につき、6点につき質問をするものであります。

まず第一に、今回の国保の都道府県単位化につきまして、その意義と主な方針について、行政の見解を問うものであります。よろしくお願いします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えします。

国保の都道府県単位化の方針についてであります。平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度からは、都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図るものであります。

平成30年度以降の新制度においては、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方で、市町村においても地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保険事業など、地域におけるきめ細かい事業をこれまでどおり引き続き担ってまいります。

このため、新制度においては、国民健康保険の保険者として、県と市町村が一体となって、事務を共通認識の下で重視する必要があると、現在、県内の市町村で構成する「福岡県国保共同運営準備協議会」におきまして、住民サービスの向上などを目指して、県などが行う安定的な財政運営と市町村の事業運営の広域化、効率化を推進できるよう、国民健康保険の運営に関する統一的な運営方針である「福岡県国民健康保険運営方針」の策定を行っているところであります。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） では、再質問をさせていただきます。

政府が医療の適正化ということをしきりに推進してくるんですが、政府の言う適正化というのは、すなわち国の歳出抑制と言って差し支えないと思います。今回の都道府県単位化においても、国庫負担の抑制を図りたいと、そのために都道府県単位として、あの手この手で市町村にも圧力を加えてくるというのが、今回の制度改定ではないでしょうか。

中身を見ておりますと、都道府県から割り当てられた納付金の完納の義務や、財政安定化基金の貸し付けなどで、収納対策の強化に市町村を追い込む動機となることは、明らかであります。また保険者の努力支援制度の導入により、収納率の向上などの市町村を競争に駆り立てる仕組みづくりも重大な問題と言えます。

健康増進のための適切な政策は推進しなければなりません、国の歳出抑制と市場化が全面に立ったゆがんだ競争主義は、厳しく批判されなくてはならないと思います。

また、医療保険制度改革法によれば、都道府県が策定する国保運営方針、医療費適正計画、医療計画、地域医療構想、介護保険事業計画について、互いに整合性を確保するよう明記がされております。これらが一斉に始動するのが来年度であります。

医療関係の計画期間が6年、介護保険事業計画の計画期間が3年となったことで、医療介護の提供体制を一体的に見直すサイクルが続けられております。すなわち、国保の財政管理等国保行政の指導、医療給付費の総額抑制、病床数の認定と管理、病床機能の再編と淘汰、介護基盤の整備など、これらの権限を全て都道府県に集中させ、国の指導のもとで給付費抑制を一体に促進させる。これが今回の核心と言えるのではないのでしょうか。

付言しますと、地域包括ケアシステムの強化法案もこの一連の流れと言えます。市町村と被保険者、双方に負担を強いる今回の制度改定には、厳しく反対し、皆保険制度の維持と持続可能な制度への再構築のため、町としても最大限の努力を払うよう、まず始めに求めるものであります。

この点を踏まえまして、2点目、次に都道府県単位化に伴う保険税額、及び徴収方法の方針について問うものであります。

現在、当町の保険税は、年間所得300万円の4人モデル世帯で、約51万円と所得の高くない世帯にも多大な負担を強いる税率となっております。都道府県単位化により、この保険税がどのような算定が行われるのか、徴収方法に変更はあるのか、大変注目が集まっているところであります。今後の方針について問うものであります。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 保険税額及び徴収方法の見通しについて、お答えします。

来年度の保険税額につきましては、今後、県は国が示したガイドライン等に基づき、市町村ごとの標準保険税率を示す予定となっております、町としましても、それを参考に保険税率等を検討することとしております。

しかしながら、現時点では、市町村が医療費水準や所得水準などに基づき、県に対して納付する「国保事業費納付金」の算定方法や、激変緩和措置等について、国の最終的な決定案が示されておらず、国が示しているスケジュールから鑑みて、具体的に税率について協議できるようになるのは、今年末もしくは年明けになる見込みであります。

また、保険税の徴収方法につきましては、現在と同様、市町村が個々に賦課及び徴収を行っていくこととなっております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） お答えにありましたように、現時点においても、最も基本的な税率の部分が、国、県の方針で不明であるというのが、今回の制度の大きな問題点であろうと思います。

再度確認したいと思いますが、町としての試算及び議会への国保税条例、税率の上程の日程など、具体的な日程が、今計画としてあるのでしたら、再度お答えいただきたいと思います。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） お答えいたします。

まだ本町におきましての試算は、行っておりません。

それと、議会への報告等につきましては、先ほど町長が示しましたとおり、まだ具体的なスケジュール等、まだ県からの報告等もございませんので、わかりました段階で、全員協議会等で含めまして、議員さん方には御報告なりしていきたいというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 関連して質問をしたいと思いますが、この賦課方式ですね。今現在4方式で賦課していると思いますが、これについて、今後の方針等については、決定をしておりますか。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） まだ決定しているわけではございませんですけど、まだ事務レベルではございますけれども、3・3・3方式に持っていくんじゃないかというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） これについては、後ほど述べますが、応能負担の原則に立った税率の決定ということを強く求めていきたいと思います。

それから、御承知のように、余りにも高過ぎる税負担ということが全国的な問題になっておりまして、全国的に国保税軽減のため、あるいは赤字補填のための法定外繰り入れというものが行われております。これが都道府県単位化後に市町村独自のこの財政の繰り入れというものがどうなるかというのが、最も焦点となってくる問題だろうと思います。この点については、来年度以降の方針についてはいかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 法定外繰り入れについてでございますけれども、毎年予算としましては、2,000万円計上しているものでございますし、また、はり・きゅう関係も含めまし

て、確か、少々お待ちください。法定外としまして、はり・きゅう・マッサージ関係で、28年度の実績としましては43万円程度で、福祉医療波及分としましては約650万程度、それと国保会計の安定化支援金としまして2,000万円、合計約2,700万程度の28年度実績ではございますけれども、法定外繰り入れを行った次第でございます。

来年度以降につきましての方針でございますけれども、法定外繰り入れを行うことはできるようになっているものでございますけれども、全体の方針等の考えとしましては、できるだけ法定外繰り入れを行わないようにしてくださいというような考えもあるようでございますので、その分については、また方針、税率等も決まった段階等で含めまして、検討していきたいというふうと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） この法定外繰り入れについては、確かに当初のその制度設計の段階では、中央社会保障審議会の医療保険部会では、廃止の方向ということで打ち出されておりましたが、今年度のある県での法定外繰り入れを入れないところの試算等が公表されるに及びまして、10%以上の国保税の値上げになるということでは、大変国民全体に衝撃を与えました。

これに政府が慌てたといいますか、国保の今後の法定外繰り入れについても差し支えないと、この繰り入れを行うかどうかについては、自治体の裁量との答弁が、直近に、最近にこれは行われているところであります。

これを踏まえまして、今後とも都道府県単位化を行うけれども、法定外繰り入れについては、特に収入不足を補う分ですね。収入不足を補う分の法定外繰り入れについては、市町村の裁量で、実際の裁量で行ってくれということでもあります。

特に、ここはちょっと非常に気になるところでありますが、当初は、30年度は、法定外繰り入れも入れるところで試算してくれというようなことで、急に上がると印象が悪いと、大変なショックを与えるということが理由のようではありますが、とにもかくにも現時点においては、法定外繰り入れは差し支えないということでもありますので、この点については、もう本来、私どもとしては、例年以上の繰り入れというのは、どうしてもこれは必要だと思っておりますが、少なくとも現行行われている法定外繰り入れ等については、来年度以降、実施して差し支えないと、実施すべきという考えは持っておりますが、その点については、再度いかがですか。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 先ほどの答弁とかぶるかもしれませんが、秋には、県のほうが税率等を報告するかと思いますので、それがわかった次第で、町としても、その税額がつかまった段階で、その法定外繰り入れが必要かどうかを検討しました段階で、するかしないかは、

来年度の予算も含めまして進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 今、とにかく来年度——先ほども申し上げましたように来年度以降の、来年度からの実施の状況、税率についても、上からの国・県からの方針がまだ未達ということでありまして、ここの制度の非常に構造的な問題が、もう露呈しているのではないかと思います。

また、国においても、来年度は、とにかく値上げを抑制するような方向でということ、慌ててそういう通達が出てきているようではありますけれども、そういう論法でいきますと、再来年度以降については、じわじわとそういう法定外繰り入れを減らしていくとか、あるいは医療費適正化によって、医療費の総額の削減であるとか、被保険者に対する負担というものが、これは高くなっていくというのは当然考えられ得るところであります。

かねてより指摘するところではありますが、国保制度というのは、ほかの健康保険に加入しない全ての国民を対象としていることから、無職者や高齢者、退職者など所得のない方、あるいは所得の著しく低い方が多数を占め、財政的な基盤が弱いことは御承知のとおりであります。

全国的なデータを見てみますと、1960年代の国民皆保険のスタート当初、国保世帯主の多数は、農林水産業の自営業でありましたが、現在では、無職と非正規労働者、ここがまた労働法制の破壊による非常に深刻な問題なんです、無職と非正規労働者などの被用者が世帯主の8割近くを占めている状況であります。

本来は、公的医療で対応すべき人々までも全て国保に加入させて、相互扶助といった概念を押しつける、ここにそもそもの国保制度の間違ひがあります。このような制度から、所得が200万円から400万円程度の中所得者に対して、最も負担率の高い税率となっております。

地元に基づいて、自営業や農業を営む人々に対して、余りにも高い負担は、地元経済にとってもどれほどの悪影響を与えているか、わかりません。この絶対的高負担の軽減こそが、都道府県単位化後も求められているのではないのでしょうか。

もう一つ、ここまで税額が上がってきた最大の要因は、国が医療給付費に対する負担割合を大幅に下げてきたところでもあります。

政府は、1984年度、国保税改定以降、国保財政に対する国の責任を後退させ続け、加入者の貧困化の中でもそれを見直そうとしておりません。この失政により、国保は、財政難、保険料高騰、滞納増という悪循環から抜け出せなくなっています。国保への国庫からの応分の負担をさせるよう、国に強く求めるべきと考えます。

さて、3点目ですが、このような中で、滞納状況、これに伴う短期保険証や資格証の発行も問

題となるところであります。当町におけるこの現状について問うものであります。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、滞納状況、短期保険証、資格証の発行状況と今後の見通しについて、お答えします。

平成28年度の国民健康保険税の滞納状況につきましては、140世帯、7,286万490円であります。また、平成28年度末で短期保険者証は57世帯に、被保険者資格証明書は15世帯にそれぞれ発行しております。今後も現在と同様、国民健康保険法の規定などに基づき、「被保険者資格証明書」や「短期被保険者証」を交付していく予定です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） では、再質問をさせていただきます。

被保険者資格証明書交付につきましては、かねてより申し上げているとおり、これは、資格証は発行しないという方針で、短期証の発行により、必ず保険証を発行するという方針で行っている自治体も、多数あるところであります。

私どもが、県から入手した資料によりますれば、これは28年6月1日現在のものでありますが、被保険者資格証明書が、先ほど15でしたけど、この当初においては27となっております。これについては、できる限り短期保険証の発行による、つないで、保険証を発行されないことがないようにということは常々申し上げているところであります。

それと、もう一つ申し上げたいのが、高校生以下の短期保険証の発行者数であります。これについては、証明書の発行以上にこの発行数というのは、他自治体でも少なくなっているわけがあります。筑前ゼロ、大木ゼロ、広川はちょっと多いんですが、あと田川郡ゼロというふうに状況を見ておりますが、当町におきましては、この高校生以下の短期証の数が17ということで、これは非常に多いのではないかとこのようになっておりますが、この辺の方針についてちょっと見解を問うものであります。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 高校生以下につきましては、現在17世帯ですかね、17名に対して交付している状況でございますけれども、これにつきましては、本町としましては、発行する必要がないというふうに考えておきまして、実際、発行している状況でございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） これは、他自治体の事例も参考にしながら、高校生以下の被保険者に対しては、無条件に正式な保険証を発行すると。これは、多分資格者証を発行している世帯の一部のその人員に対して、発行している数はこれだけ増えているんです。ですから資格証明書

の発行数とも連携してくると思うんですが、原則的には、これは資格証明書は発行しないこと。とりわけ高校生以下については、短期保険証ではなくて、正式な保険証を発行することによって、年少者の医療を世帯主の状況にかかわらず、高校生以下の医療受診を権利として保証すること、こういった検討が必要と思いますが、今後についてはいかがですか。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） こちらの件に関しまして、税務課のほうからお答えいたします。

まず、被保険者資格証ですが、こちらは、保険証が届かなくて連絡が取れない方たちに仕方なくお送りしているもので、その中に高校生以下の短期証の方が17件ですかね。15世帯ですかね。資料によりますと17世帯になっておりますが、半年の1回の切りかえ、そこで連絡の取れない世帯について、ぜひ連絡を取りたいというところで、半年で切っているところがございます。

話に来ていただければ、保険証をお出しすることも可能ですので、全く無視されている家庭について、こちらを向いてほしいという意味で半年に切っております。本来は1年出すべきですが、1年間全く切りかえ——半年の切りかえによってつなぎたいというところがありますので、連絡を取りたいというところがありますので、そういう方針は今後も変わらないところであると思われれます。よろしいでしょうか。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） よくはないんですけど、これは、やはり年少者の無保険者がいないように、受診できないというようなことがないようにということで、他自治体においては、この高校生以下の短期証については発行しないという方針を定められている場合もあるわけです。

この点については、重々よく他市町村の事例も参考にしながら、この数字については、もう限りなくゼロを目指していくという、緊急の対応が必要であると、このことを強く申し上げたいと思います。

資料については、担当課にお渡ししているとおりであります。

さて、こうした滞納状況、これは経済の悪化ですとか、そういう労働法制の破壊、こういう失政による滞納というものが非常に増えているということは、皆様方も実感で御承知のことと思いますが、一方、近年は、自治体によっては、強権的な差し押さえが増加し、問題となっているところでもあります。

厚生労働省は、2005年の通達で、国保税の徴収強化に向けた収納対策緊急プランの策定を自治体に指示をしております、その後の10年間で、国保税滞納者に対する差し押さえの件数は、9万5,000件から39万8,000件へと3倍化し、押収物をインターネット公売にかけると自治体の数が、10倍に増えたとのデータであります。

住民の命と健康を守るはずの公的医療保険が、加重的な保険料負担で住民を苦しめ、保険証の取

り上げや差し押さえで、貧困に追い打ちをかけるといった異常事態が全国で拡大しています。さて、当町においては、差し押さえの実態はいかがでありましょうか。答弁を求めるものであります。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 差し押さえの状況についてお答えします。

平成28年度の国民健康保険税に関する差し押さえは、8件、換価額101万7,319円あります。

内訳は、給与2件、18万1,600円、売掛金2件、54万4,100円、国税還付金2件、3万4,775円、過払い金2件、25万6,844円となっております。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 特にやはり問題としないといけないのは、福岡県の方針として、強権的な差し押さえの推進が強化されているところであります。県内の——これまた担当課にはお渡ししておりますが、県内の滞納差し押さえの実施状況につきまして資料を見ておりますと、この方針に沿うかのように差し押さえの強化を図っている自治体もあります。

近隣の市におきましても、年間差し押さえ件数が1,000件近くに上っている自治体もあります。一方で大木町など、年度によってはゼロなど滞納自体も少なく、その運用を大いに参考にすべき自治体もございます。大刀洗町が件数として少ないということは承知をいたしました。そこで、滞納処分と差し押さえ等の実務に当たり、徴税等の実務に当たり、特に留意されていることがあれば、一点、お伺いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） 税務課、山田です。お答えいたします。

まず、大刀洗町では、納付がされていない方に対して、法律に基づき督促状を発送しております。督促状発送後にさらに納付がない方については、催告書を年に5回ほど発送しております。また随時個別には、その都度、催告書を発行しております。

催告書の中には、納税相談を受け付けておりますという旨を記載しております。再三の催告にも応じない場合は、電話、臨戸等で、まず御本人さんにお会いすることを目的として、その目的というのは、生活状況、例えば就労しているかどうか、それから勤務先、家族構成、多重債務等の負債についても、詳しく全部お話をさせていただきたいので、その上での納税交渉に当たっているところがございます。あくまでも本人の納税の意志を尊重して、状況を聞いた上での分納額を決めての分納で、滞納を解消していらっしゃるところがございます。

また、分納のお約束をしたにもかかわらず、再三の催告にも応じない方に対しては、財産調査により、やむを得ず差し押さえを行う場合があります。

また、滞納者の対話の中で、緊急に生活状況がひどく悪い場合は、健康福祉課の福祉係や社会福祉協議会、また県の自立相談支援事務所との連絡をとり、生活改善等、また公的扶助で受けられるものはないかというところまで、御案内をいたしております。

県のほうでは、どんどん差し押さえ、搜索も何件もするよすよすということで、今年も競売会があります、それに提出していただける品物がないかということで、搜索を推進されますけれども、住民の顔が見える大刀洗町では、なかなか搜索というところまでには踏み切れずに、県の方針とは違うような形で差し押さえをしているところがございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 今年3月の政府答弁にありましても、滞納者の実情を把握しないまま、一律に処分をかけることは適切でないと厚労省が答弁をされております。

今、町の答弁にもありましたように、国保税の収納活動を貧困把握の入り口と位置づけ、生活困窮者は、積極的に減免制度や福祉政策につなげる活動がますます重要ではないでしょうか。

とりわけ多重債務の問題もありますし、日本は、ギャンブル依存が異常に高い国として有名であります。2013年の日本のギャンブル依存症有病率は、成人人口の4.8%、536万人という調査結果が公表されました。諸外国の有病率がいずれも1%前後なのに、日本はその5から6倍の高率であります。ギャンブル依存は、疾患の一種であり、医療的対応が求められていると考えております。

一方、今の答弁にもありましたように、県においては、強権的な滞納、即差し押さえ、対話を基本的に行わないという傾向があり、先ほど答弁にありましたように、差し押さえ品の競売会の品物がないから、差し押さえを増やせという、まことに本末転倒の税務というほかありません。大刀洗町においては、やみくもな差し押さえでは、行政のためにも住民のためにもならないのではないのでしょうか。

大刀洗町の徴税におかれては、生活再建を支援し、再び納税者になっていくような相談の仕組みづくり、あるいは糸島市の例を聞きますと、昨年までは非常に強権的な滞納の差し押さえ等が行われていたが、こういったことの再三の要求によりまして、現在では、窓口にも、多重債務相談を受け付けますの一文、あるいはチラシ、そういった多重債務もございませんかと、生活の再建の御必要はありませんかというようなチラシをつくる等の話も聞いております。今後とも、こうした親身に相談受付を行い、適切な徴税実務に当たっていただきたいと切に願うものであります。

次に、5点目であります。国保税の税率の算定についてであります。

本来、一般的な税では、扶養家族が増加するほど控除額が上乗せされ、税負担は下がっていくものと解されております。しかし、国保税におきましては、構成する家族が増えるに従い税額も

上乗せされていきます。家族が増えるほど厳しい課税制度となっております。この法制度の認識について、町の見解を問うものであります。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 5点目についてお答えいたします。

いわゆる社会保険における保険料は、給与等の標準報酬額に一定の料率を乗じて保険料が算出されており、扶養家族の範囲内であれば、保険料の上乗せがなく保険に加入できます。一方、国保におきましては、制度的に扶養家族という考え方がないことから、所得が低い、もしくは無収入の方であっても、被保険者一人一人について均等割が課税されることになっております。

このため、国保におきましては、低所得世帯の負担を軽減するため、世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額の合計額は、一定の基準以下の場合、被保険者均等割額と世帯平等割の一定割合が軽減される措置を講じているところです。

なお、中間所得者層に対する保険税負担の緩和策については、検討の余地があるものと考えています。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 答弁にもありましたように、国保には、扶養家族という概念が存在しておりません。この負担が社会問題化しております。こうした制度の見直しを含め、保険者として、国に対し要望を行うよう強く求めるものであります。

6点目であります。国保運営協議会の運営についてであります。

国保運営協議会とは、国民健康保険法第11条の規定に基づき設置された町長の諮問機関であり、国民健康保険事業の運営に関する重要事項については、町長の諮問に応じ、審議または答申を行うものと認識しております。

この運営協議会について、当町において適切に諮問、答申が行われているのでありましようか。現状を問うものであります。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えします。

今後、町や県に対して納付する「国保事業費納付金」や、県が市町村ごとに示す「標準保険税率」が公表され次第、町の保険税率の改定などについて検討することとしており、その際には、国民健康保険運営協議会において御審議を賜り、答申をいただくこととしております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 答弁にありましたように、とりわけ都道府県単位化によりまして、

制度の見直しが行われるとなれば、その職責はさらに重要と考えます。自治体によっては、運営協議会の議事録や傍聴の案内を公開している自治体もある。それほど運営協議会の答申は重いものと考えております。今後も法令に基づき、適切に公開された開催を求めるものであります。

1点目の医療問題の最後に、そもそも国が負担を抑制したいと、医療費を抑制したいという目的でつくられた制度等について、医療費の適正化という名目で給付費削減や被保険者の負担増が強行されてはいけません。国庫の負担増の必要性については、全国知事会も政府に1兆円の国庫負担増を要求するなど、地方の幅広い共通認識となっています。

例えば、被保険者の保険料の負担割合を協会けんぽと同じ水準まで引き下げようとするなら、総額1兆円が必要という認識であります。それほど国保税が高いということでもあります。国保の財政支援については、また定額負担でなく、定率負担を求めているかなければ制度の維持はできません。

都道府県単位化の実施に当たっても、これ以上の税負担を許さない立場で、制度の維持を図りたいと強く要求して、1問目、大きく1つ目の質問を終わります。

二つ目の防災についてであります。

7月5日発生の九州北部豪雨に際し、被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。当町議会としても、地元の皆さんの意見聞き取りや現地調査を行ったところであります。日本共産党としまして、7月6日には、3名の国会議員が、朝倉、東峰村、日田市ほかの現地に入り調査を行っております。

各市町とも要望などの協議を行い、7月12日、政府に対して被災者支援などに関する緊急申し入れを行ったところであります。特に被災者生活支援金制度の拡充が喫緊の課題であります。

大刀洗町内においては、7月10日、高瀬菜穂子県議ほかのメンバーで、主に床島地区の現地調査と地元の方からの要望、聞き取りを行いました。その結果を早速翌日の県議会、農林水産常任委員会で取り上げ、行政からの迅速な対応をいただいたところであります。

7月20日には、全国から党に対して寄せられた募金、一時分950万円を直接被災地自治体にお渡ししたところであります。

7月20日には、原鶴地区にボランティアセンターを立ち上げ、現在は市民団体共同のセンターとして、県内外からの支援を受け付けております。家屋の泥出しや農地の復旧、要望の聞き取りなど、朝倉、東峰村の復旧支援を強めています。

私も杷木地区の聞き取りに回りましたが、一定の被害が出ているにもかかわらず、よその地域よりは被害が少なかったからと要望を自粛している実態や、柿畑やブドウ畑に甚大な被害が出ているが、後継者もおらず復旧を諦める実態、また河川の損壊や山の崩落など、再度大雨が降った際には、さらなる被害が発生するであろう深刻な実態を目の当たりにしました。災害復旧基本法

などの諸法規に基づき、さらに迅速な手だてを打たれるよう願ってやみません。

さて、7月5日には、当町においても避難勧告、避難指示等が行われ、23時時点で約100世帯、183名の方が指定避難所への避難を行ったと聞いております。職員各位におかれましては、町内での災害対応や隣接する自治体への派遣など、日夜の御奮闘に敬意を表します。

この間、5年前の水害や昨年地震なども発生し、当町においてもさまざまな経験や課題が認識されたと考えますが、今回の災害に際し、対応で得た教訓と今後の課題は、どのように認識されているのか、見解を問うものであります。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えします。

現在、防災担当課を初め、各課から今回の水害への対応が適切だったのか、課題や改善案など気づいた点を報告させ整理しているところです。改善すべき課題等は幾つかありますが、一番の課題としては、避難勧告や避難指示の発令基準とそのタイミングだと考えております。

このことについては、これまで災害対策本部会議において、河川の水位、降雨状況等、今後の降雨予測、ダムの放流などの状況から、避難する地区と避難勧告等の発令を判断しております。

その際、町内には、標高10メートルから24メートルの高低差があり、各河川の水害の影響する地域が異なることや、床島区のように、筑後川、佐田川、長田川と三方を河川に囲まれるなど、地形上の特色も勘案した上で判断しているところです。

今回、長田川については、これまでに経験のないほどの水位上昇でありました。しかしながら、長田川には、筑後川や小石原川、佐田川と異なり、水位計が設置されておらず、目測での判断となったところです。このような場合、過去の水害や日ごろの河川の状況についての知見等から、地元の皆様のほうが、より適時適切な判断ができる場合があるものと考えております。このため、今後の避難勧告等の判断に当たっては、区長を初め、地元の皆様と一層連携し、地元意見を尊重した上で、避難勧告等を発令したいと考えております。

その際、区長が危険と判断した場合は、町へ避難勧告などを要請し、発令する方法もあることを地元へ周知するとともに、幅広い情報を収集し、避難勧告等の発令の精度を上げてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 避難勧告等の発令に対しては、一番水位の上がった地域からも大変要望として多かった分野であります。いわく行政の対応がやはり遅いのではないかと。ここは防災計画には対応は明記されているとは思いますが、川のすぐそこに水が来ているのに役場が誰もいないと。おっしゃるように床島は橋がやられると動けなくなると。非常にとりわけ夜の移動

はこわかったと思う、やはり歯がゆい気持ちは強いという御意見が多数、地元から寄せられています。

そこで、さらに要望が多かったものとして、2点、3点ということで質問させていただいておりますが、避難所につきまして、同じく運営の状況はいかがだったでございましょうか。答弁をお願いします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、避難所の運営についてお答えします。

今回の水害では、15時30分に中央公民館に避難所を開設しております。夕方から夜間にかけて徐々に避難者数が増加し、中央公民館では手狭になったことから、22時に子育て支援センターも開設し、職員4名で避難所の運営に当たっております。

なお、23時には、避難者が最高の183名となりました。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） ここについては183という大変な数の方が避難なさったということで、いろんな要望があったと思いますが。

自主避難の段階においても一般的には毛布を配布するという自治体は多いと思いますが、避難勧告の場合の行政の取り扱いはどうであったかという点については、特に食料品の備蓄——備蓄は後から来ますが、毛布の数ですとか、あるいは体の悪い方に対して建物の1階、2階という問題があります。足腰の弱い方等への配慮はどうだったか、あるいは、その食料品の賞味期限等の管理は十分だったかとか御意見をいただいております、当然それは行政の耳には入っておると思いますが、この辺の課題と今後の検討についてはいかがでございましょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） それではまず、非常食について御説明いたします。

非常食につきましては、当日の21時に飲料水及び非常食を配布をしております。ただし、非常食につきましては防災担当では把握はしてはいたんですけども、賞味期限の過ぎた飲料水を渡してしまい、それはすぐにわかりましたのですぐに回収しまして、再度、賞味期限のある飲料水を渡しているところがございます。それと毛布につきましては16枚の在庫がございましたので、それを配布して実際には4枚ほど使われたというのを確認をしております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 関連して3点目であります。

非常食、毛布などの備蓄と活用方法についてであります、全体で町が持っている非常食等の

備蓄もありますし、あるいは校区センターが所有する備蓄もあると。それから、区に配布した備蓄もあるということで、災害が生じた場合に全体の備蓄状況の把握ですとか、あるいは今後の備蓄の分散、相互提供などの課題や可能性が明らかになったのではないかと思います、町の認識と今後の対策はいかがですか。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えします。

備蓄品の非常食につきましては昨年度、「防災」をテーマに開催した住民協議会において、備蓄品は遠くの倉庫で保管するよりも避難所など身近な場所に保管し、自主防災会が行う避難訓練等で備蓄品の非常食を試食し、つくり方や食べ方を体験することが重要との意見がありました。

そこで、今年4月から5月にかけて各区長や校区センター長へ備蓄品の保管についての説明会と希望調査を行い、6月から7月に希望した校区センターや行政区へ備蓄品を配布しております。

また、毛布については、火災や災害時に日本赤十字社へ要求し、受領しているところであり、現在の毛布の在庫は61枚あります。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 今回の避難においても、富多からの食料の提供とか毛布の提供等あったように聞いております。特に、水害に際して中央公民館の活用が多いとすれば、役場等への備蓄の増というものも考えられると思いますが、その辺の備蓄体制の再編というのは、いかがでしたか。

○議長（山内 剛） 川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） 今後の対応につきましてですけれども、備蓄も含めまして、先ほど答弁でありましたように、全館に今回の災害の対応について適切だったか、課題、提案を取りまとめておるところでございます。その中でも備蓄の内容について、備蓄の方法について、各課からいろんな意見が出ております。それを整理した上で、今後できるところから取り組んでまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 先ほども申し上げましたが、備蓄を分散するだけでは意味がないんであって、現時点において、どこに何があるのか。もし、ここに指定避難所を開設するとすれば、どこから融通がきくのかといった連携というものを不断に確認しておかないことには「お配りした」と、「どこかにあるはずだ」ということでは、やはり全体が機能しないというのが今回の非常に重要な問題、重要な課題だったのではないかと思います。そこは今、検討するというこ

とですけれども、備蓄場所の分散や全体の把握と融通等の連携については、今後ともここは第一の課題として取り組んでいただきたいと思います。

校区センターとしても、自主防災会も持っておりますので、できるだけ水害等以外のときにいろんな活用をしていただいてもいいんですが、例えば校区内であっても、その校区センターに毛布があるとか食料や避難具等の防具があるというのは、やはり知られていない場面もあるわけです。ここはやはり町が一括して、どうしたところにどうしたものがあるのかというのを——どうあるべきか、どこにあるのかというのを、やはり緊急にこれは整備し直して把握をしていただきたい。このことを求めるものであります。

それからもう一つ、土のうについてであります。やはりいざというときに袋しかないというのでは実際の機動性に欠けると。「必要なところに常備してほしい。役場の隅のほうでもいいので」と、こういった御意見があります。土のうについて、今後の検討課題と考えますが、その点についてはどうですか。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） お答えいたします。

土のうの常設に関しましても、先ほど川原課長が答弁しましたとおり、今、意見等をまとめておりますので、その中で検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 今後検討と言いましても、まだ台風のシーズンというのは終わっていないわけですから、緊急に行うべきものについてはやはり優先度を高めて早期の制度設計といたしますか、決定を行ってほしいと、そのところを強く要求するものであります。

4点目であります。ちょっとこれは重複もあるかと思いますが、町内の農業被害や床下浸水などの被害に対し、各種支援制度の活用が考えられると思いますが、重複しない範囲で結構でございますので、対応及び周知の予定について問うものであります。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えします。

農業関係につきましては、平田康雄議員の御質問でもお答えしましたとおり、国・県の施策や制度などをもとに対応したいと考えております。

この点、8月16日に開催された県の説明会では、農業経営の支援としてハウス等の施設の再取得、修繕に関する費用の8割、トラクター等農業用機械の再取得、修繕に関する費用の5割が補助される見込みとの説明がありましたが、具体的な内容までは示されなかったことから、今後、県の支援策の具体的な内容がわかり次第、被災された皆様に内容をお伝えするとともに、県と協

議しながら対応してまいります。

なお、住宅の床下浸水2件、倉庫の浸水12件については、県の災害見舞金の支給基準では、住宅の床上浸水や住宅の半壊以上の被害が対象であり、支給対象外となっております。

また、大刀洗町災害弔慰金についても、家財の3分の1以上の被害、住居の半壊以上が支給対象であり、対象外となっております。

以上で、平山議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 私どもといたしましても、国会議員団や県議団とも連携しまして、国や県への要求として、迅速かつ親身な支援を行うよう提案を行ってまいります。また、活用できる支援制度等は今後とも提案を行っていきたいと思います。

その他の要望といたしまして、先ほど避難勧告に関することもありました。

それから、ごみの処理については、やはりごみは少なくとも集積所は設けてほしいといった御意見。

それから、要援護者の支援についてであります。連絡が大変なので、もっといい方法がないだろうか。高齢者、要支援者の把握等がやっぱり大変であるというのは、御意見として大変ございました。また、避難する人は慌てて避難してくるので、避難所においてはしっかりした采配をお願いしたい。これが共通した御意見であります。

また、各区の御意見に共通するのは、現場をよく見てくれということでありました。今回の実際の経験をよく聞いて、今後に活かしてくれというものであります。住民の経験を丁寧に聞きながら、今後の災害に的確に対応できるよう迅速な整備を求めていくものであります。

最後に、災害は必ず発生すると。どれだけ被害を減らせるかという立場で活動しなければなりません。平成25年に災害対策基本法の改正が行われまして、減災という言葉が出てきました。また、高齢化が進行する中で、自助といっても限界があります。災害弱者を守るための具体的な手だてが、ますます求められているところであります。

しかし、全国で行政職員の削減が大きな影響を与え、自治体の防災、災害対応業務が追いついていないところが多いというのが実態であります。特に、当町は正規職員数が際立って少なく、災害対応には不安もあります。この点からも、職員体制の見直しは必要と考えます。

また、地震災害への備えとして、木造耐震補助の拡充や河川への水位計の設置など、できる限りの体制整備を要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山内 剛） これで、平山賢治議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、午後1時20分から再開させていただきます。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時20分

○議長（山内 剛） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、4番、林威範議員、発言席からお願いします。林議員。

4番 林 威範議員 質問事項

1. 上高橋定住促進住宅の入居者募集計画の詳細は

2. P F I 事業の5原則3主義は守られたか

○議員（4番 林 威範） 4番、林威範でございます。それでは一般質問をしてみたいです。

大きく2問提出しております。小項目ごとに答弁を求めますので、お願いいたします。

まず、1問目ですが、上高橋定住促進住宅整備事業が議会で可決され、先週竣工式も行われ、事業が進められております。これまで土地購入、移転補償、採点の基準などで多々質問してまいりましたが、議会としては決定いたしましたので、今後の募集について先を見据えて質問をしてみたいです。

まず、本事業ですが、これまで入居者募集についての話はほとんどなされておられません。町内者の移動では本事業の目的達成とはなり得ず、家賃収入で建設費や維持管理費を捻出するわけですから、町外からの転入で空き室にならないための努力が必要となります。アパートが多く比較的便利のいい菊池校区とは異なり、今回は町内でも不便な場所であります。

そこで募集の計画等について、小項目ごとで質問をしてみたいです。まず、1点目ですが、募集は誰が行うのか、答弁を求めます。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） ではお答えします。

募集の実施主体であります、これはSPCです。事前に町とSPCで協議し、募集内容を決定します。募集活動についてもSPCが主体となって行いますが、町においても積極的にホームページや広報等で入居者募集を行ってまいります。募集の仕方は前回の菊池スカイラークと同じような方法で行ってまいります。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 募集に関して、町とSPCの業務の分担というのはどうなるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 業務の分担ということですが、基本的には募集をかける前に、町と特定事業主のSPC、主にはハウスメイトという業種ですが、そちらと事前に協議をし

まして、募集要項を確認した後に、そのSPCのほうで募集案内なり募集をしていただくことになります。

ですから、基本的には募集に関しては、100%SPCのほうが行うと。ただし、SPC任せではなくて、町のほうもホームページや関係機関、関係者のほうに入居についての募集を行うという形で、満室に向けて進めていく方針でございます。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 町とハウスメイトが主体ということですが、その募集についての詳細はまだ決定はしていないんですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 先日、9月1日に起工式がございまして、その際にSPCのほうと話をしまして、募集ができる時期が、この建築確認申請許可後にしか募集案内ができないという決まりがありますので、建築確認申請の許可が出るのが9月の中旬と聞いております。ですから、9月上旬に町とSPCのほうで募集要項について打ち合わせをした後、建築確認許可後、9月の中旬に募集案内を公表する予定にしております。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） それでは、その時期に詳細に詰めて、やっていっていただきたいと思います。

先日の臨時議会のときも質問をしたんですが、この募集の費用、それは維持管理費の中に募集の業務としての費用も含まれるというふうな理解でよかったですかね。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） はい、そういう御理解で結構です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） それでは、小項目の2番目、これから募集の要項とかを調整するということですが、町外者へのアピールについて、町としてはどのような考えがあるでしょうか。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） SPCからは、町外からの入居者を募集するため、主要駅や商業施設へのポスター掲示、新聞折り込み広告、雑誌、フリーペーパーへの記載、賃貸住宅のポータルサイトへの記載、各種キャンペーンのほか、全国2,500社以上の提携企業の移動情報を活用した募集活動などの提案をいただいております。現在具体的な内容について協議をしているところです。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 基本的に町外者の移住を目的としておりますので、しっかりやって

いただきたいと思います。

では、小項目の3番目、町内者と町外者の応募要件の差についてですが、できるだけ町外者のほうを優遇するような応募要件に差をつけるような考えはあるでしょうか。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えします。

町外者の入居条件は所得条件、月額所得15万8,000円から47万8,000円のみですが、町内者は所得条件のほか子育て世代、新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯に限るなど町内外者で応募要件に差を設けているところであります。

なお、この要件については、スカイラーク菊池と同じであります。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） わかりました。ほかのPFIで事業しているところ調べておりましたら、鹿児島県の大崎町というところで、入居者が多数の場合は、町外者の当選確率を2倍にするというような取り組みをしているところもあるようですが、もし応募者が多数だったら望ましいんですけど、そういう場合は何か優遇というか、当選しやすい、町外者が当選しやすくなるというような、そういうお考えはありますか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 応募者多数の場合につきましては、町の入居者選考委員会のほうで選考させていただきたいと考えております。その際に、町外者を優先するのかどうかはまた、そのときに選考委員会の中で検討させていただきたいと考えております。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 仮にそうになったら望ましいんですけども、応募された方が不公平感がないように、そこは明確にさせていただきたいというふうに思います。

それから、小項目で4番目ですが、空き室のリスクについて質問いたします。SPCが空き室のリスクを負うことはないのかという点でございます。民間の賃貸住宅では一括の借上げですとか、満室保証というようなものも、サブリースというような方式もありますが、そういうことは考えはないでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 今回の定住促進住宅として整備する地域有料賃貸住宅につきましては、町が所有者となる住宅を建設管理することで、これについては国に事前に申請した上で、住民の方へ住宅を提供するものでございます。

地域有料賃貸住宅の制度運用上、供給期間30年間における民間業者による住宅の一括借上げ、今議員御質問のサブリースについては、同時にできないこととされております。

理由につきましては、事前に国へ補助金の申請をした形としては、町が公営住宅として住宅を建てて、それを住民の方に供給するという形の申請を行っておりまして、それを民間に一括借り上げをしていただくとなると、申請内容及び使用用途が変わってきますので、最悪の場合建設資金の補助金2億円近くの返還が考えられます。

また、御心配されております空き家リスクにつきましては、所有者である町が負うものでございます。ただし、空室が生じた原因やその対応につきましては、町と管理しているSPCのほうで協議を行って、お互い努力して空室の解消を図ってまいりたいと考えております。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 整理をしますと、サブリースは補助金とかの関係でできないというのが一点と、空き家のリスクについては基本的には町が全面的に負って、大きな瑕疵があった場合は分担するというような形になるんですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） その大きな瑕疵というのがちょっと想定できませんけども、とにかく所有者である町が空き家の責任はあるというところがございます。ただし、SPCのほうも、町に責任があるからといってそのままじゃなくて、お互い空室を埋める努力をしていく方針でございます。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） そういうBTO方式ということで所有権が町にありますので、ちょっと質問変えますけれども、家賃の決定権というのは町にあるということでもいいんですかね。実質的な入居者の家賃を幾らにするのか、家賃低廉化助成金は幾らになるのかというのを教えていただいてもいいですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 家賃の決定権は所有者である町のほうにございます。ただ、10年、20年後、家賃の見直しをする場合には、SPCと町で協議を進めて、近隣周辺のアパートなり価格と調整を図りながら決定していきたいと考えております。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 初期の入居者実質家賃と家賃低廉化の、もともとの設定家賃はもう既に決まっていますか。——あ、いいですか。

○議長（山内 剛） 林議員、いいです。

○議員（4番 林 威範） 5万2,500円ぐらいだということは聞いたんですけども、それでいいのかどうか。で、本来、菊池だったら6万7,000円が5万幾らとか、そういうものがありましたので、当初の設定の家賃と家賃低廉化助成金を差し引いた後の実質家賃について教

えてください。

○議長（山内 剛） 福岡地域振興課企画係長。

○企画係長（福岡 信義） 地域振興課の福岡です。議員御質問の入居者家賃と減額家賃の設定についてですけれども、スカイラーク菊池については御質問の中であったとおりでございます。

上高橋地区につきましては、現在SPCのほうに近隣の家賃について調査をするように依頼をかけておりますので、それをもとに減額前の家賃の設定をします。その後、減額後の家賃については、三十年間スパンの長期収支計画、今のところ提案は5万2,500円で組んでおりますけれども、スカイラーク菊池との地理的な差、そういったものも含めまして、最終的にSPCと進めて町として決定をしていきたいと考えております。

以上です。ですので、現在のところでは、まだ申し上げるような数字というものは今のところないというところです。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） はい、わかりました。菊池ができたときに、町外の方にいろいろできるから引っ越さないみたいな話をちょっといろいろしてたら、減額後の金額でも引っ越しリスクを負うと、やや高いというような意見もありましたので、SPCとか地域の家賃とかとしっかり詰めて決めていっていただければというふうに思います。

それと、今期の議員になってからの監査委員をしておりますので、いろいろ調べておりますと、会計検査院とかが家賃低廉化助成金については、算定ミスで補助金返還というところが2つの自治体ぐらいで起こっておりますので、そこについてはしっかりと間違いのないようにしていただきたいと思いますし、それも踏まえて長期の計画、30年間で返すということになると思うんですけれども、そこはしっかりやっていっていただきたいと思いますし、しっかりお願いできますでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 一応家賃低廉化の補助につきましては、事前に県の担当のほうと間違いがないようにしますちゅうのも協議していますし、30年間入居率が下がらないような形で努力してまいりたいと考えております。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） よろしくお願ひしますというのもおかしいですけども、できるだけ長期満室のままいけるように、議員としても協力をしていきたいというふうに思います。

このPFIの事業について、他自治体の要件もいろいろ調べておりますと、やはり満室にする、それを継続するのに非常に苦勞しているところが多くありまして、家賃低廉化の助成金についても、調べますと大体20年で打ち切り、それ以降は実質家賃だけで収支を上げていかないといけ

ない、そういう点もありますので、長期の計画のもとでしっかりSPCと協議をして、今後設定家賃や応募要項などを詰めていただければというふうに思います。

それでは、大きな2問目に入りたいと思います。またPFIの事業なんですが、このPFI事業の5つの原則、3つの主義が——失礼しました、しっかり守られたのかどうかというところで質問をしてみたいです。

PFIの事業の根幹には、5つの原則と3つの主義がうたわれております。

申し上げますと、1つ目、公共性の原則、公共性ある事業に導入されること。2つ目、民間経営資源活用の原則、民間事業者の資金、経営能力、技術力を活用すること。3つ目、効率性の原則、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に事業を運営すること。4つ目、公平性の原則、PFI事業選定や民間事業者の選定では公平性が担保されること。5つ目、透明性の原則、事業計画から事業終了までの過程において、透明性の確保が要求されること。

3つの主義ですが、1つ目、客観主義、事業の実施における各段階での評価には客観性が要求される。2つ目、契約主義、公共と民間が取り交わした内容を明文化した契約を締結する。3つ目、独立主義、PFI事業者の法人格の独立性、事業部門の区分経理上の独立性の確保が要求されるということがうたわれております。

今回の上高橋の定住促進住宅につきましては、菊池のときと違いまして2社の業者によるプロポーザル方式というふうになりました。その過程におきまして特に公平性、透明性、客観主義という点には問題があったのではないかなというふうに私個人としては思っております。反省していただけるのか、改善を望んで以下の点を問うものであります。

まず、1つ目、提案概要書の提出公開なんですけれども、提案書の締め切りが5月31日でした。プレゼンテーションが6月14日、業者の発表が6月14日になされて、結果の公表が6月16日だったと思います。

発表後に、提案の概要書もホームページ上で公開をされましたが、そこで概要書を公開するのであれば、5月31日の締め切り直後に公開をして、住民にもどちらがいいか求める、住民が望むものは何かという点を、その期間の間に意見を求めることもできたのではないかなというふうに思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 提案概要書の公開時期について、審査結果後ではなくて、提案概要書が出た後に公開してはどうかという御質問でございますけれども、本事業のプロポーザル審査については、設計案を選ぶコンペではなくて、設計案以外の事業にかかる費用や実施体制、実績、地域貢献度など、総合的に評価して事業提案者を選考するものでございます。

事業者選考前に提案概要書をホームページ等に公開して意見を募集した場合、提案者の利害関係者からの意見が出される場合など、公正な選考に支障が生じるおそれも想定されます。そのため本事業のプロポーザル審査では、住民の意見は募集せず、提案概要書は審査結果後公表したところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 今の答弁だと、住民の意見は信用ならんけど、僕らがしっかり決めますよということにとれますけど、そういう考えですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 第三者的な意見はよろしいんですけども、例えば提案者側に沿った意見とか、もしくは偏った意見が出た場合に、選考に混乱を招くおそれがございますので、今回のプロポーザル審査におきましては、提案者から直接選考委員会が決めて判断するという形で、住民の意見は募集せずに行っております。

ただ、住民の意見が全然だめだということではなくて、偏った意見が出た場合に、どうするかということが問題となっておりますので、公正な選考をするために選考委員会及びその選考委員会の中に県の職員も入れたところで選考し、決めたところでございます。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 選考に影響がないのであれば、提案書締め切り直後に公開はしてもよかつたんじゃないですかね。住民意見の募集とかではなくてですね。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） プロポーザル審査の提案概要書につきましては、業者のほうに提案募集要項の中に事前に公開するという明記もございませんし、その提案概要書につきましては、各業者、事業主の企業情報なり、それ独自の秘密というか公開できない部分もあると思います。

また、この公開するとなると、事前に承諾等も必要でございまして、今回の募集要項につきましては、そういうことは記載しておりませんでしたので、募集要項にのっとりた形で進めさせていただいております。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） じゃ、逆に聞きますけど、決定した後に公開したのはなぜですか。

公開するとは募集要項に載せてなかったのに、ここで公開したのはどういう理由ですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 概要書全てを公開したわけではなくて、鳥瞰図なりお見せできる

ところは公開をしております、全てを公開したわけではございません。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 何かこれ以上言っても余り意味がなさそうなので、やめますけれども、できるだけ公の入居しそうな方たちの意見を集めるべきではないかなと思うんですよね。2番目に審査員について書いておりますけれども、実際例えば子育て世代であるとか、町外から引っ越してもいいかなと考えていらっしゃる方たちが、どういうふうに思っているのかという意見を全く聞かないままに何か事業が進められていて、住民意見を募集しないまま審査員で決定したという形にどうしても見えてしまうので、できるだけ多くの方たちの意見を取り入れたほうがいいのではないかなというふうに私は思います。

なので、2番目に行きますが、審査員には民間人の方も入れたほうがよかったんじゃないのかなと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 議員がおっしゃるように、入居される方の意見も聞いたほうがいいというのは理解できます。ただ、今回大刀洗町におきましては、今回のプロポーザルとは別に役場内で各課においてプロポーザル審査を行っております。この場合の審査員は通常副町長を委員長として関係課長もしくは担当者で構成をしております。

今回の審査会においては、より専門性と客観性を確保するために、副町長、関係課長に加え、県の県土整備事務所、建築指導課長に参加をさせていただいたところでございます。

民間人の登用につきましては、前回のスカイラーク菊池の審査委員は建築物にコミュニティルームを設置することから、民間人の菊池保育園の園長を選任したところでございます。

ただし、今回の事業につきましては、第2回目でもあり前回の経験を積んできたこともあることから、また建築物にコミュニティルームもなく、一級建築士資格者もいることから、審査員は県職員と町職員で構成したところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 私は、客観性を大切にするために民間人も入れたほうがいいというふうに思うんですが、答弁は真逆ですので、そこは考え方の相違かなというふうに思います。

それでは、3つ目なんですが、提案書のプレゼンテーションが6月の14日に行われておりますが、議会でも見たいという議員が数名おりましたので、それを公開してほしいというふうに申し上げましたが、著作権ですとか企業情報という点でプレゼンは非公開ということになりました。が、提案書の要綱の中に、このプレゼンテーションについては公開をするというふうに、うたっ

てもいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） それでは、お答えいたします。

P F I 事業に限らず、町が行うプロポーザル審査方式の審査会は、実質非公開で行っております。これは審査会を公表した場合に、提案業者の固有のノウハウなど企業秘密、企業情報が明らかとなることから、提案業者の理解と同意が必要であることや、審査会に利害関係者が同席した場合、審査委員が萎縮し、自由な発言が阻害され、公正な審査が阻害されることも考えられることから、実質非公開で実施をしているところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） じゃ、このプロポーザル方式に関して、町としては今後も全ての事業のプロポーザルは非公開で行うというふうに決定しているんですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 現在のところ非公開方式でいく方針であります。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 私はできるだけ公開したほうがいいと思いますので、申し込みの段階で、ここは公開をするというところで募集をしていただけないかなというふうに思っております。

それから、4番目に入ります。審査の結果について公表されておりますが、点数だけでなく評価項目ごとの公表というのができないかなというふうに思っております。

この一般質問の通告書の中に、事前に読んでいただければなというふうな思いで大分県竹田市のものを載せておりますけれども、そこが非常に細かく審査の公表をなされておまして、そのプレゼンテーションとかを、例えば審査、採点のところに同席をしていなくても、ここの部分はA社、ここはB社、ここはC社、それぞれ優れている部分とか足りない部分というのは非常に詳細に記載をされております。

ですので、審査結果については点数だけではなくて。今回の上高橋の審査結果の概要は文章で7行で終わっております。一体どこがよくて、どこが悪かったのかなと非常にざっくり大まかにしか書かれていないので、こちらとしてもその審査の結果を信じてくださいと言われてもなかなか、はあと思う部分があるんですね。なので、公表については、この竹田市ばかり言って申しわけないんですが、こういう形で細かく、そこに同席していない方にもわかるような公表というのはできないですかね。ていうか、今後していただきたいんですが。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 今回の審査、採点表につきましては、12の項目、31の小項目で点数評価を行っております。提案内容評価につきましては、項目別ではなくて全体的な点数により公表説明を行っておるところでございます。

議員がおっしゃってある項目別の評価につきましては、今後竹田市を含めた他事例等の研究を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） ぜひ取り入れていただければというふうに思います。

それでは最後、5番目ですが、審査結果の配点表、6月16日に結果が出て、そのときにA社、B社の結果の配点表も公開をされておりましたが、二、三日後に配点表の公開は取りやめられておりますね。その事情は臨時議会等でも伺いましたが、この取りやめたということは、採点の客観性が欠けたためではないかなというふうに私はもう率直に思うんですけど、その点についてはいかがですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 公表結果後、提案者から、配点表の公開は自分の企業の信用にかかわるために公開をやめていただきたいという強い申し出がありました。ゆえに、配点表にかかる部分を公開中止としたわけでございます。したがって、町としましては、客観性が欠けていたとの認識は全くございません。

なお、募集結果のホームページへの掲載については、募集要項へ記載はしてはしておりますけれども、業者及び町との間で誤解が生じたのかもしれませんが、今後は公表結果の公開、範囲につきまして、募集要項においても丁寧に提案業者のほうに説明しまして、配点表の公開の取りやめがないような形で進めていきたいと考えております。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 募集要項にもうたっていて、「公開をする」というふうにならなくて、結果が出て、載せて、「載せないでくれ」と言われて下げるところが、「こっちに非があった、町に非があった」というふうに認めることになりませんか、私そう思ったんですよ。なので、もしそれでも、客観的に評価をして、「こうですよ」ということで公開をするというふうに言ってもよかったと思うんですが、その点は、なぜやめられたのかなと思ってですね。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 業者に配布しました募集要項につきましては、「公表結果を公表する」という文章しか書いておりませんでしたので、どこをどこまで公表するということは書いて

ておりませんでした。町としてはここまで公表する、提案業者としてはここまで公表するという
ことでのお互いの誤解もあったと思いますし、町としては公開することによって、その企業が信用
をなくすとか、もしくは今後活動できないような状態になっても困りますので、一応今回は町
のほうに非はないと思っておるんですけども、業者の言い分を聞いて取りやめたところでござい
ます。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） はい、わかりました。PFIの事業の中の3主義で、契約主義とい
うふうに申しあげましたけれども、今回はプロポーザルなので実質的には契約ではないと思いま
すが、しっかりそういうトラブルがないように、どこからどこまでは公開をする、プレゼンテー
ションはできれば公開をしてほしいので、そこも公開をする、それでいいかどうかというのを今
後はしっかり確認をしていって、後々揉めないようにしていっていただければなというふうに思
います。

また、今回のプロポーザルなんですが、応募業者は採用されるまでは基本的に無料奉仕ですよ
ね。自分のアイデアとか、町にとってどういうものが若者が集まるのかとかいう考えは、その
業者オリジナルの考えを無料で提供していただくということになると思います。なので、町のため
に提案していただける業者が今後も増えるように、多くの視点からまちづくりを進める必要が
あるのではないかとこのように私は思っております。なので、しっかり多くの業者から、いろん
な住民の目線、視点が入るように、今後も改善をしていっていただければなというふうに思いま
す。

以上で質問を終わります。

○議長（山内 剛） これで、林威範議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） 次に、9番、高橋直也議員、発言席からお願いします。高橋議員。

9番 高橋 直也議員 質問事項

1. 災害発生対応について
2. スポーツコンベンションについて

○議員（9番 高橋 直也） 議席番号9番、高橋直也です。通告に従い、関連事項も含め随時質
問を行ってまいります。

ほかの議員からも今回九州北部豪雨の関連する質問が出て重複するかと思いますけども、災害
発生対応についての質問です。

九州北部豪雨の発生から今月で丸2カ月となりますが、行方不明者5名、死者36名と多くの
尊い命が奪われたことに、まずもって心より深くお見舞いを申し上げます。

気象庁は午後5時51分に福岡県の16市町村に、また同7時55分には大分県の15市町村に、相次いで大雨特別警報を出しました。九州で特別警報を発令するのは、2013年に運用が始まってから初めてのこと。朝倉市は午後2時26分に災害警戒本部を災害対策本部に格上げし、午後3時半から今回大きな被害が出た杷木地区や甘木地区に避難指示を出しています。

東峰村では避難指示は出されなかったが、5日午後2時17分に避難準備や高齢者等避難開始を発令し、午後3時15分に避難勧告を出し、防災無線や防災メールなどで、できるだけ早く避難してくださいと呼びかけました。しかし、大雨特別警報が発令された後も避難指示は出されませんでした。

東峰村の副村長は、「大雨特別警報が出た時点で既に動くといけない状況だった。場合によっては動かないで家にいたほうが安全なこともある。避難指示だと強制的にという意味合いが生じるのでケースバイケースで対応した。」とメディア取材で説明をしておられます。

また、ある記事で、東京大学総合防災情報研究センター長は、「特別警報が出たときは、既に命を守る行動をとるべき状況にあり、その時点から避難所などへ移動するのはリスクが高い場合があり、自治体の避難勧告指示が間に合わない事態もあり得る。住民の緊急避難をより円滑に行う方法はないか、今後の検討が必要だ。」と指摘されております。

また、別の記事において専門家は、行政は多様な情報入手手段の確保を住民に呼びかけておくべきだと指摘されております。

そこでお尋ねをいたします。町民への避難情報通達についての質問ですが、町民への避難情報を伝える手段は、現在十分であるとお考えでしょうか。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えします。

避難準備情報や避難勧告等が発令した場合の住民への周知方法であります。1番目に、町の広報車を用いて町内を広報巡回。2番目に、電話による区長や民生委員へ連絡。3番目に、携帯電話の緊急速報メールによる周知。4番目に、県の携帯電話の登録型防災情報配信システムである「防災メール・まもるくん」による防災情報の配信があります。

町としては今言ったようなことで対応しているところでありますが、とにかく今回の場合は昼間から雨が降り出したということで、まあまあ対応としてはうまくいったほうではないかなというふうに思っています。

ただ、夜中に避難指示などを出さないでいいようにということで、7月に空梅雨のような感じであったけども、避難指示、避難勧告を出さなければいけないような地域、もしですね、そういうところはということで区長さん方に集まっていたいただいて、協議をしておったところでもあります。ですから、準備としてはちゃんとやっていたと、そんなふうに思っております。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 現在、情報入手手段の多様化により、さまざまな層で差が生まれています。情報伝達手段の多層化により、高齢者、外国人へ、従来以上にきめ細かく防災情報を伝達する必要があると思われれます。

その理由は、若者であればスマートフォンによる通信キャリアの災害避難情報、緊急速報が届きます。ここであえて若者と言ったのは、総務省の2016年の調査で、30代以下の年代でスマートフォンの普及率は80%を超えておりますが、60代以上になりますと50%以下の普及率です。

そこで情報格差をなくすため、また情報弱者を救うために前回での私の一般質問で、防災行政無線の戸別受信機を、ある一定条件のお宅に配置する必要があることを述べ、課長答弁で検討課題であるということを確認しましたが、その後、対応等はどのように進捗しているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 前回の御質問で戸別受信機という話が出ました。戸別受信機につきましては、1体が大分安くなりまして1万から3万程度で購入することができます。

ただし、戸別受信機だけを購入しても動きません。これについては無線等の配信機器を町のどこかの部屋に置いて配信するという形で、これも一つの防災無線の一種となりますので、価格的に大分高額になります。検討はしておりますけれども、今現在、町の優先順位としては、そこまで進んでいないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 一日も早い防災行政無線の戸別受信機の全世帯普及配置を期待しております。

次に、避難所開設の状況についての質問です。先日の九州北部豪雨での職員配置はどのような状態だったのか。また、最終配置まではどれぐらいの時間がかかったのかお聞かせください。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 先ほどの平山議員の質問でもお答えしましたとおり、今回の水害では15時30分に中央公民館に避難所を開設しております。夕方から夜間にかけて、徐々に避難者数が増加し、中央公民館では手狭になったことから、22時に子育て支援センターも開設し、職員4名で避難所の運営に当たったところです。

なお、23時には避難者が最高の183名となりました。

以上です。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 前回の質問でも触れたのですが、我が町のハザードマップを見ると水没する避難所も出てくる中、今回のような水害が大刀洗町で発生した場合、避難できない避難所も出てくると思いますが、その場合、当該地域への避難誘導はどのように行われるのでしょうか。また、担当職員の配置変更はどのような伝達のもと行われるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） まず、職員の配置でございますけども、第1配備としては防災担当している地域振興課のほうで2名と、建設課のほうで現地の河川、道路の遵守ということで4名ほどで巡回をしております。

第2配備としては、担当課長以上が集まりまして、約15名体制で対策本部を開設しまして、雨量、ダムの放流、今後のアメダスの状況と被害の状況等を確認して、どうするかということで判断をし、そこに町長、副町長との意見を交えながら決断しているところでございます。

避難所の誘導につきましては、まず避難準備情報及び高齢者避難情報を発令しまして、避難所を開放いたします。これにつきましては、あくまでもその時点ではまだ自主避難という形ですので、職員の配置は行わずに避難所の開放という形で、自主避難という形で避難所に集合していただきます。

その後、特定の地区に避難勧告なり避難指示を出した場合には、もう行政が出した発令の避難でございますので、担当職員をその避難所に派遣し、避難所を開設、運営という形で進めてまいります。

おっしゃってある避難所への誘導等につきましては、特に町の職員が誘導するというわけではなくて、先ほどの情報伝達、広報車及び区長、民生委員さん及び社会福祉協議会が行っている見守りネットワーク事業の小地域協議会等で避難をされてあるところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 具体的に申しますと、小石原川からの右岸側になりますかね、上流を向いて右岸側、栄田地域、稲数地域、あと大堰、床島地域ですね。あの辺の住民の方が、もし小石原川が越水して、特に栄田校区だったら避難所が本郷のふれあいセンターになるじゃないですか。あの栄田橋を渡っていけないと。逆に朝倉市のほうにどこか避難所はないのかというような声も聞くんですよね。もちろん小石原川が越水する前に避難指示を町のほうとしては出されると思いますが、万が一、町の指示が間に合わないときに、取り残された住民が避難をするのに橋を渡れなかったら、朝倉のほうに行くならどこに行けばいいかとかいう地元住民の不安の声を聞いております。

そういったことを考えた上で、そういった地元住民との会話、対応をもう少し具体的に進めていただければなと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） まず、4月の中旬に、毎年新旧区長会というのがあっておりまして、そこに旧区長と新区長が集まっていたいて、役場の3階大会議室で関係各課よりいろんな説明をしております。

その中でも簡単に水防については御説明をしております、特に被害が想定されます小石原川、要するに右岸、左岸は下流に向かって右手が右岸、左手が左岸と言いますので、小石原川は左岸の地域、栄田、稲敷、菅野と西原、高食、鳥飼、床島、この8行政区の区長さんには6月27日の夕方より特別に町役場の会議室に集まっていたきまして、水防計画書を見ながら、水防についての危険度の説明及び避難及びそういう災害があった場合の状況の連絡等については御説明しております。

それと、今議員がおっしゃいました避難ができなくなった状況、例えば小石原川が越水し、栄田橋が渡れない、そういう状況になった場合に、確か5年前の平成24年の7月、北部九州豪雨のときにありましたけども、床島地区がそういう状況になりました。佐田川橋が渡れなくなりましたので、そういう状況が、連絡が入りましたので、町のほうから朝倉市の災害対策本部に連絡をしまして、地元としては福田小学校のほうに避難したかったという意見でございましたけども、朝倉市としては福田小学校ではなくて南陵中学校の体育館を避難所としてオープンしているということでしたので、南陵中学校のほうに避難していただくような指示をして、南陵中学校のほうに避難をしていただきました。

ただ、南陵中学校に避難しましたけども、体育館でございましたので、畳もなくてテレビもなく非常に居心地が悪いということでございましたので、町のほうからその後マイクロバスを出して、中央公民館に移動をしたところでございます。

おっしゃってある小石原川が渡れなくなった場合には、連絡を取り合って、町から朝倉市のほうに連絡をして、近いところの避難所を利用できないかということで相談させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） いざとなったときは、隣町の朝倉市も多分相当すごい被害が出ている状況だと思います。そのときに、どこに避難していいかという相談を、そのときするんじゃなくて、事前にこういった場合はどちらのほうに、この地区はどちらのほうの小学校に避難させてもらえるとか、事前に行政間の話し合い、そういった協力もしていただければ、住民の方もよ

り一層安心をされるとと思います。

行政とは災害を想定し、起こる前に準備を整えておく責任があることを念頭に、今後も万全の体制づくりをよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。スポーツコンベンションについての質問です。

2020年、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。そして、その前の年には、日本各地でオリンピック・パラリンピックに参加する各国が事前キャンプを行います。既に自治体とキャンプを行う国、競技団体との調印が終わっている場所もありますが、これからさらに事前キャンプ地が決定していくことと思われます。

この事前キャンプを自治体で行うことのメリットは、地元経済へのプラス効果はもちろん、国際交流的観点やこれから町を担う子供たちにとっても貴重な体験となります。

近隣都市での誘致国としてお隣の久留米市は、先日ケニア共和国と基本合意を行い、引き続きカザフスタン共和国との交渉を行っています。

また、柳川市、みやま市は、オセアニア諸国と交渉活動を行っております。

そこでお尋ねいたします。オリンピック事前キャンプ誘致は行うのか。また、事前キャンプ誘致においては、福岡県に事前に意思を示し、誘致を行うような町としての検討、働きはあったのでしょうか。お聞かせください。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えします。

オリンピック事前キャンプの誘致についてですが、2020年に東京で開催されますオリンピック・パラリンピックについては、世界各国の選手が参加し、そのキャンプ地として多くの自治体とか団体がPRを行い、ホストタウンとしての誘致活動をしているところでございます。

しかしながら、当町におきましては、体育施設整備の面、宿泊施設の面、その他の面において十分な受け入れ体制がとれないことから、誘致を行うことは考えておりませんし、これからも行うつもりは今のところございません。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 教育長がなぜ答えられたのかわかりません。町長に質問するように通告していただきましたのでわかりませんが、日本全国を見ますと、大小問わず多くの自治体が誘致活動を展開しています。自治体の規模で受けられるかどうか、自治体によっては国単位ではなく一つの種目の誘致を行ったりしているところもあります。

そこで町の現状として、受け入れ可能な協議はないのか、その辺の検討はされたのでしょうか。お聞かせください。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） なぜ私が答えたかということですが、スポーツ関係ですので答えております。

今議員の御指摘のような検討は行っておりません。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） わかりました。行っていただきたいと、私は思っております。

次に、広域連携中枢都市圏との連携についての質問です。大刀洗町単独では、誘致は難しいかもしれません。しかし、先ほどお話ししましたお隣の久留米市と連携して、ケニア共和国やカザフスタン共和国の協議を受け入れることは可能なのか。

また、現在の検討状況、久留米市との交渉状況、今後の方向性について何かありましたらお聞かせください。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えします。

久留米市がそういう誘致をやっているというか、そういうことをやっているのは知っておりますが、再三久留米の市長とも会議で会う機会がありますけども、久留米広域圏のメンバーに、そういう一緒にやりませんかというような話は全くありません。ですから、こちらも何か希望するとか、そういうことは一切表明しておりません。

うちは、さっき教育長が話しましたように、十分な施設もないし、宿泊施設もないし、そういうところを無理して誘致をするというのはちょっとどうかと、そんなふうに思っています。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 確かに施設とか、宿泊施設、競技施設がないのはわかりますけども、ないないといつまでも言っていたら、何もできないんじゃないかと思います。どこかで思い切つて施設を多少なり改修工事などするような形で、そういったスポーツ関連施設の強化に図っていただきたいと私個人思いますので、述べさせていただきます。

また、56年、実に半世紀ぶりの国際的イベント、オリンピック・パラリンピックをテレビ画面の向こう側でなく、少しでも町民が身近に肌で感じられるよう、町としても最善の策を打ち出していただけよう改めて要望いたしまして、今回の私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山内 剛） これで、高橋直也議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） 次に、7番、長野正明議員、発言席からお願いします。

7番 長野 正明議員 質問事項

1. 行政報告会について

2. 町の財政状況と職員数の適正化について

3. 子ども課における町費負担職員について

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。議長の許可が出ましたので、通告に従って一般質問を始めます。

1問目は、行政報告会についてでございます。

議会では、平成23年より各校区で議会報告会を行っております。そこで、7回目を本年は実施したわけですが、出される意見というのは非常に行政に対する要望、それとか地域の課題などが非常に多いわけでございます。議会がその住民の方の意見を聞いて、行政につなぐということはやぶさかではございませんが、執行部のほうで直接、行政報告会なり懇談会を実施されたら、より効果のある地域づくりができるのではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えいたします。

私が町長に就任した当初は、町政懇談会を実施しておりました。その後、議会で議会報告会が実施されることになり、同じような取り組みが町と議会で重なることから、町民の皆様の御意見をお聞かせいただくべく、これまで「事業仕分け」や「住民協議会」を実施してきたところであります。

しかしながら、私も町長に就任して10年目を迎え、これまでの町の取り組みについて報告させていただくとともに、町民の皆様の御意見や地域の状況をお聞かせいただき、今後のまちづくりに生かしていくことは大変重要だと、そんなふうに考えておるところであります。

このため行政懇談会を実施してまいりたいと考えておりますが、なお、開催の時期や方法については、議会での行政報告会の取り組みも参考にしながら、より効果が得られるよう検討してまいりたいと、そのように思っています。

以上であります。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 1回目で100点満点の答弁をいただきまして、あとはございませんけれども、前回の教育行政について教育長もいろいろ熱い思いがあられるようでございますので、教育行政についても住民の方に課題も含めていろいろお話される機会がまた、これであれば、非常に喜ばしいかなと思っております。

副町長も2回目の、大刀洗町での2期目になりますから、そういった中で広く住民の方と意見を交える機会を、ぜひぜひ実施を期待いたしております。実施というよりも、実施されたその効果を期待しております。よろしく願いいたします。

それで、2問目に移ります。これは2019年への羅針盤という、前回の町長さんのとき、安丸町長がマニフェストの中で財政の健全化ということを上げておられまして、そのことから質問をするわけでございます。

就任以来、職員数の適正化を初めさまざまな改革に取り組んできた結果、財政状況は改善をし、効率的で安定した財政運営ができていると考えております。これは、町長マニフェストの中でこういうふうに言われておるわけでございます。そこで町の基金、町債、10年を振り返って、10年目を迎えどようになんてきていますか問うものでございます。

それと、町のこれは指数ですけども、財政力指数、経常収支比率についてはどう捉えてありますか。

また、町債の年次ごとの償還の公債費の状況、それから就任当時から公債費はどれぐらいの比率で推移してきたかということです。

それと、次年度以降、近年三、四年ぐらいまでは見通しができると思っていますので、それが横ばいでいくのか、増えるのか、減るのかですね、そのあたりの数字をわかりましたらお答え願いたいと思います。

最後に、これがこの質問の肝でございますけども、町の職員定数条例に定める職員数に対して、実数は随分開きがあると考えております。これについては、再質問の中で具体的にお話をさせていただきたいと思っておりますので、職員数の適正化についてはどう考えてあるのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えします。

まず、1点目の基金、町債の就任以来の変化についてであります。私が就任した平成19年度末における財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金の積立額は2億3,245万円でありました。平成28年度末における基金の積立額は3億5,825万円であり、9億5,007万円を積み増ししております。

また、町の借入金である町債の一般会計残高は、平成19年度末において6億1,061万円、平成28年度末には4億9,680万円となり、1億1,381万円減少しております。

2点目の財政力指数、経常収支比率につきましては、地方公共団体の財政状況を分析する上で重要な指標であると考えております。

このうち財政力指数は、町の財政力をあらわす指標であり、1に近いほど財政力はあるとされていますが、大刀洗町の28年度の財政力指数は県内平均以下の0.44となっております。このことは本町の場合、自主財源の割合が低く、交付税や補助金などの財源に依存していることを

示しており、現状では財政力指数の大幅な改善は難しい状況であります。

また、経常収支比率は財政構造の弾力性をあらわす指標であり、この比率が低いほど臨時的な経費に充てることができる一般財源に余裕があるとされております。

この点、大刀洗町における経常収支比率は、行政改革に取り組んできた結果、平成23年度から27年度まで5年連続で県内1位となるなど、財政の健全化は着実に進んできたものと考えています。

しかしながら、平成28年度の経常収支比率は扶助費の増加に伴い80.6%と前年度比1.6ポイント悪化しております。

3点目の公債費の推移につきましては、平成19年度に7億1,580万円であった公債費は、平成28年度は4億3,097万円と2億8,483万円減少しています。

また、次年度以降の公債費については、今後は増加傾向が続き、平成32年度には4億6,764万円となり、その後、数年は同水準で推移していくものと見込んでおります。

4点目の職員数の適正化についてであります。自治体の職員数はその団体の人口規模、面積、公共施設数やその団体が抱える行政課題などによって大きく変わってくるものと考えております。

大刀洗町の場合、上下水道、ごみ、し尿処理、火葬、消防など、周辺の市町村との一部事務組合などで広域的に実施していることや、保育所の民営化、給食調理業務の外部委託、診療所の指定管理などの行政改革の結果、同規模自治体の中では最も少ない職員数で業務に従事しているところではあります。

いずれにしても、限られた財源の中、今後も扶助費の増加が見込まれることから、引き続き職員の能力開発や人材育成に努めるとともに、事務事業の見直しや業務の効率化をさらに進めることで、住民の皆様には「大刀洗町に住んでよかった、住み続けたい」と思ってもらえる行政運営を推進してまいりたいと考えております。

職員数の適正化であります。これはいつも監査委員から指摘されておまして、つい先日もちょっと問題があるのではないかと、そういう指摘を受けております。ですが、一度に職員数をどっと増やしても、やっぱり頭数だけそろってもうまくいくわけではありませんし、そういうことで退職した人が残ってくれて応援していただいておりますし、その辺でカバーをしておりますが、今年も本来ならば、採用はどうかというふうに思っておりましたけど、一応数名採用する予定でおります。

ですから、今すぐは厳しいけど、将来困らないようなといいますか、そういうことは考えていきたいなど、そんなふうには思っているところであります。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） それでは、再質問をさせていただきますけど、職員数については一

番最後に、質問を順序立てて。まず基金が10年間で9億5,000万、これは結構なことですけど、使い道もなく積み立てても余り意味がないんじゃないかならうかと思います。

それは目的基金の数も増えています。それで、その中で一つ気になるのが、ふるさと応援基金は大体どういう目的を持った基金であるかということをも、お尋ねしたいと思います。

○議長（山内 剛） 川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） ふるさと振興基金につきましては、町外者の方が寄附をされたものを、目的としては町の振興のためにということで寄附をしていただいておりますので、それを基金として積み立てたものとなります。目的としては、町の振興のためにということで積み立てをしておるものです。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 大体基金は明確に、その目的のもとに基金が創設されて、それ自体がなされているわけですけども。ふるさと納税の納税額が増えて応援するための納税額が増えたということで基金に組み込まれたと思いますけども、ふるさと振興とか地域振興とかといっても、幅が余り漠然としている。ある程度、その目的をきちっとした中で、使い道がこれにも使える、あれにも使えるというようなものは、目的基金とは言えませんからね。その辺は明確に、今後ふるさと応援基金については、明確な使途について御検討いただきたいと思います。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 確かに議員が御指摘のように、私も日ごろから気になっていることですけども、ふるさと納税が段々多くなってきましてね、かなり積み上がってきましたけど、そのいただいた分を一般会計にただ繰り入れるだけではね、仕方がないのではないかと。

それで、教育長とも時々相談をしているんですけど、やっぱりはっきりした何か、子育てとかね、教育とかに振り分けるというか、そういうことは考える必要があると、日ごろから思っています。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） それでは、町債についてお尋ねをいたします。町の借金と言われる町債ですけども、本年度もほとんど、大体町債の中身を見ると、もう半分以上は臨時財政対策債。臨時財政対策債というものが、どういったものかということをお説明願いたいと思います。

○議長（山内 剛） 川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） 長野議員の御質問にお答えをいたします。

本来地方交付税という交付税につきましては、国の地方交付税特別会計を通して、地方に配分されるようになっておりますけれども、御存じのように国の財政が厳しいということで、それに不足が生じております。不足分については、国の一般会計から特例加算のほか交付税の特別会計

による借入金によって補填し、国と地方が折半して償還するものとされてきております。

しかし、地方交付税の不足分のうち、地方負担分については必要とする団体が、各団体が特例地方債、赤字地方債である臨時財政特例債を発行することで対応することになっております。これは13年度から3年間の臨時措置としてされておりましたけれども、今も延長されて現在に至っております。

ただ、この臨時財政対策債の元利償還金については、後の年度の地方交付税の基礎財政需要額に算入されるということで、今のところは全額算入をされて返ってきております。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 後年度の交付税に算入されるということはわかりますけども、それが積み積もって、28年度末で50億余りの町債がありますけど、そのうちの29億が臨時財政対策債を含む、そういう収入不足を補う起債になっています。

じゃ、後年度に、確かに交付税の中に臨時財政対策債償還分として入ってきていますけども、最近では2億前後の起債ですけども、以前はやっぱり3億から起債をされて、入ってくるのはもう1億も満たないようなんで、積み積もって16年間の間に29億借金が増えたと言う。

それで、これが町の公債比率の中に、大刀洗町は公債費の比率は予算に占める公債費の割合は少ないけども、交付税の不足分を自治体で起債をして借りとってください、国が後から面倒見ますからちゅうのは、町の純然たる借金とは言いがたいと私は思うわけですよ。町は、非常に公債比率は健全ですけども、これがやっぱり15%、18%になったらやっぱり問題があるわけですから、そこの扱もちよっとおかしいかなと。臨時財政対策債は、これは一応収入不足分を発行していいですよだけれども、満額を出す気はないわけでしょう。例えば7割にとどめたり、8割にとどめたりできるわけだと思いますけども、いかがです。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 長野議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、全額を町債として発行する必要はございません。ただし、先ほど説明しましたように、後年度に地方交付税で確実に返ってくるものが担保されている起債になりますので、通常どの自治体でも100%起債しているものというふうに理解しております。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） なぜそういう質問をしたのかと言うと、基準財政需要額ですね。これも執行部のほうで説明してもらったほうがいいかもしれませんし、基準財政収入額、このことについても御説明をお願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） 今御質問の基準財政需要額についてですけれども、一般財源で担うべき普遍的な行政活動に必要な各団体の財政需要額を客観的に測定したものであります。道路の橋梁費、小学校費など、各行政項目別に公式に基づいて算出しております。単位費用掛けるの測定単位、それに補正係数を掛けたものが基準財政需要額というふうにしております。

それから、基準財政収入額のほうですけれども、こちらのほうは各団体の財政力を合理的に測定するために、地方公共団体の標準的な税収入を一定割合で算定した額を言うものでございます。課税客体の調査結果、例えば自動車税における自動車台数等あるいは課税実績を基礎とした各団体の予算額、決算額は計上されるわけではありません。

これにつきましては、基準財政収入額につきましては、標準税収掛けるの基準税率プラス地方譲与税等を足したものが基準財政収入額と言われるものでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） ちょっとわかりにくかったと思いますけど、私は基準財政需要額というのは、大刀洗町を1年間維持していくために、これだけのお金が要りますよというのが需要額。収入額というのは町税ですね。それから、たばこ税とか地方譲与税とかそういう確実に入ってくるであろうお金です。

それで、需要額から収入額、これを差し引いた額が交付税、その臨時財政対策債は収入として基準財政需要額の中に算定されていますけども、その差額が交付税ということになっているみたいなんです。そう考えれば、町長が言われましたけど、自主財源比率が上がれば、町税が上がれば交付税が下がるということになるわけです。

基本的に需要額を膨らむような仕組みをつくらんと、その差額が交付税ですから、需要額が膨らむような仕組みをつくらんと交付税が増えないという結果になるわけです。本年度は前年度に比べて何千万か、3,000万か4,000万ぐらい交付税が下がっています。それは町の収入がそれだけ増えていますから、単純に言えばですよ。

だから、自主財源を確保するようにいろいろ手だてをなさいと言っても、上がれば交付税が下がるから、総額では需要額が上がらんことには交付税が増えないわけです。そういうふうに捉えておりますけど、いかがですか。

○議長（山内 剛） 川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） 今長野議員のほうから詳しく説明がありましたけれども、そのとおりでございます。例えば今年度、交付税が減っておりますけれども、その要因としては税収が増えたということが大きな要因となっております。

ということで、今言われるように、町としては、ただ単に税収なり収入を増やせばいいという

ことではありませんので、そこは十分考えた上で進めていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 補足して御説明いたします。基準財政需要額を増やせば、当然地方交付税に回ってくるお金は増えるというのは、それはそのとおりでございます。

ただ、税収が増えても、その分は100%地方交付税が減るわけではなくて25%は留保分がございますので、当然税収確保についても町の財政上重要なことだというふうに考えております。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） わかりました。

それでは、地方交付税のことが出ましたので、地方交付税は国の援助とか、よく家計費に例えられれば親の援助とか、親からの仕送りとか、そういうふうに言われますけども、交付税というものはどういうものであるか、その定義について。それとまた、できましたらその原資について説明をお願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） 今御質問の地方交付税についてですけれども、地方交付税制度につきましては、本来地方税として収入すべき税を地方交付税団体間の財源の不均衡の調整に活用することで、全ての団体が一定の行政サービスを提供する際に必要な財源を保障するものです。市町村の不均衡がありますので、その調整のために交付されるというふうになっております。

具体的には、5つの国税の法定割合であります所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の5税の税として、それにパーセントを掛けた分を地方交付税として財政力の弱い団体に配分するというふうな内容となっております。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） もともと地方が財源として持っているやつを、ただ便宜上国が一括して徴収した後、割合によって地方の財政力の偏在を埋めるために交付すると。一応交付の形になっているけども、本来地方のもともとの財源ということですね。

○議長（山内 剛） 川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） 済いません、1点訂正をいたします。先ほど5税の中で、「たばこ税」と言いましたけれども、現在は地方法人税に変わっております。訂正いたします。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 経常収支比率が80をちょっと超したと言われますけども、それで

も県内では高いほうです。けれども、経常収支比率はどのようなふうにして求められますか。

○議長（山内 剛） 川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） 御質問にお答えをいたします。

経常収支比率につきましては、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に地方税や普通交付税などの経常的に収入される一般財源など、どの程度充填されるかを示すものです。この数値につきましては、経常経費充当一般財源を経常一般財源等で割ったものに100を掛けたものがパーセントとして出てくるもので、経常収支比率という形で言っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 町税、臨時財政対策債、交付税、これが安定した収入、毎年見込める収入になるわけです。それで、あとは人件費と公債費ですね、返す借金、それと扶助費。扶助費は削るというわけにはいきません。そうすると、公債費も計画の中で数値が出てきますので、経常収支比率を下げるために人件費を削減する以外は方法はないと見てますけど、いかがですか。

○議長（山内 剛） 川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） そうですね、出し方。この比率の内容から行くと、人件費を下げるのが一番大きなことだろうと思います。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） そこで職員定数について入りますけども、先ほど安丸町長のほうも監査委員のほうから御指摘を受けたと。行財政改革の結果を検証し、職員数については検討されるべきだと思うと。監査委員の意見書でも職員数について、削減だけでは後世に禍根を残すことになる、というふうな御指摘も本年度の意見書の中に書かれております。

それで、本年、ここの、これ監査意見書ですけども、今現在、定数条例の定数に対して、実質の職員は何名おられますか。

○議長（山内 剛） 川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） 長野議員の御質問にお答えをいたします。

現在町の定数条例に職員定数として上がっております合計は107名となっております。

現在の職員数につきましては、再任用フルタイムの職員が3名、この3名を加えまして84名となっております。——あ、失礼いたしました。現在は1名減で、83名となっております。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） この意見書の中では、28年度の対象者が7名、新規採用が6名で、1人減るべきところが、29年4月1日現在で逆に2人増えている。これは調べてもらった結果、再任用職員を正職員として3名、ところがここに漏れているから、その後自己都合で1人やめら

れたから83名と。そこが職員数が適正であるかという、それは多いにこしたことはない、職員にとってみれば多いほどいいかと思われるところはあるかと思えますけど、どなたに聞かれても、やっぱりちょっと厳しいですねという意見は多いわけです。

先ほど、ごみの集積場、災害ごみの集積場は設置すべきじゃなかったかというお話の中で、担当課長のほうから集積場を設置した場合、ごみの分別のために職員は何人か張りつけないかと、その余裕がないというような、理由はそういうことも一つの理由として言われたんだと思えますけれども、被災地に応援に行かれていますよね。

それで、その職員を派遣するにしても四苦八苦と。それと行政間の今、県へ研修に行っている職員もいますし、人事交流の中で——それは代わりの方は来られるにしても、やはり町の職員とはまた違いますから。そういった中で、もろもろ見ると、やはり非常に職員、正職員の負担が大きくなってきておるんじゃないかと。事務量は確かに、事務量も増えておると思えますけれども。

それで、一応ここ10年間でやはり団塊の世代というか、大量に採用したときの方たちが退職されて今の50代は少ないわけです。それで、今回は新人を6名、それと再任用を含めると9名、大量の採用になるわけですね。そういういびつな採用を繰り返すと、年齢構成比でも——退職された方ですから、長くても3年かそれぐらいで退職すると思えますけれども、やはり適正な職員数は確保していくべきではないかと思えます。

それは今までの財政状況についての質問がここに行き着くわけですよ。財政が厳しくてしょうがないというのは、それはやむを得るところもありますけれども、やはり10億余りの基金の積み増しと起債が10億円余り段階的に減ってきていると。将来的には若干増えるかもしれんけれども、そんなに負担になるような公債費の発生は今のところはないと。

それはやはり教育長、これはまた後で職員のほうで質問しますけれども、やはり職員の絶対数が不足しているんじゃないかと。それは職員の頑張る仕組みをつくるとか、研修で効率のいい事務作業ができるようにするとか、それは庁舎内のワンストップサービスも始められて確かに効率はよくなっていますけれども、それでもやはり体調を壊したりされないように——そのためには、やはり人を増やすべきところに配置するというのは必要なことだと思いますので、そのことについて、最後に町長の考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 先ほどもちょっと話ししましたように、一度にどっと雇っても仕方ない訳ですから、毎年そこら辺のことを考えて採用していきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 定数条例では107名となっておりますけれども、今、83名とい

うことは24名の開きがあるわけですから、やはりこれは——まあ近辺の自治体の状況は私は調査しておりませんが、少なくともやっぱりあと数名もしくは——それはあくまでも財源措置が必要ですから、計画的にその辺は考えていただきたいと思います。

2番目の質問は、これで終わります。

それで3番目の、これは前回の教育行政についての質問の続きみたいなものですが、子ども課における町費負担職員について御質問いたします。

町費負担職員については、教育現場の課題による採用内容が変わってきておると。給食業務ももう全部委託をされていますし、スクールガード・リーダーは課題があったときに雇用されたけれども、これも廃止されて、それと用務員も制度をやめられて、今はシルバーからの派遣ということで内容も随分と変わってきておりますけれども。

この前から、町費職員の状況の資料をいただきましたけれども、課題のある児童生徒が増えたというか、普通・義務教育のほうに増えてきたということで、やはり当然それを補助するための町費の職員が増えてきております。それとこの前の一般質問の中でも、教育長が、今の状況では栄養職員も増やさないと、外国語も始まるから、そういった意味でALTも1人ではどうかと。

先ほど安丸議員の外国語授業についてもいよいよになれば、町でも補助的な英語の教科を担当する職員も必要かなあというような答弁がございましたけれども、いずれ国・県のほうがきちんと手当をせん限りは、やはり町の負担は大きくなっていくと思います。少なくとも、その課題に対応するために人を配置すると言うのはもう当然のことですから、これは町費負担でどの辺までやれるかです。無制限にはやれないと思いますから、その点について。町費負担職員についての負担増がだんだん出てくるだろうと思いますので、その件について、この前、今現在が24名というお話でしたから、その負担について今回ちょっとお尋ねしたいと思います。負担増についての対応が——それはまあ予算は町長が持っておりますから、まずは町長からお願いします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 平成29年度の町費負担職員は、大堰小学校の給食調理業務の委託により全体としては減少しておりますが、特別支援学級の増加に伴い、大刀洗中学校、菊池小学校に各1名、特別支援・教育支援員を増員しています。この点、特別支援学級や通級指導教室の学級数の増加に伴い、支援員が年々増加していることや今後、小学校で外国語教育の開始に伴い、専門性を有する人材等の活用の検討も必要となるなど、今後も児童生徒の状況や学習内容の充実等で町費負担職員の増加が予想されております。

財政の持続可能性につきましては、子ども課における町費負担職員の増減よりも、将来の人口減少や地方交付税制度や、社会保障制度のあり方により大きな影響を受けるものと考えておりま

す。いずれにしましても、先ほどもお答えしましたとおり、限られた財源の中、職員の能力開発や人材育成に努めるとともに、事務事業の見直しや業務の効率化をさらに進めることで持続可能な行財政運営を目指してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 10年間で9億5,000万円ほど基金の積み増しがなされていますけれども、これを全額使えとは言いませんけれど、ある程度使いながらですね、使っていて、私はいんじゃないかと思います。

例えばですが、家庭でいうなら、おやじが頑張って資産を残して、遺産を残して、道楽息子が使ってしまったというケースは間々ありますから、この大刀洗町がその持続可能な考えで次のリーダーにやってもらえればいいですけど、せつかく——やっぱりある程度は効果のある使い方をするというのも、やはりもう3期目で10年を過ぎましたから。変な建物を建てろとは言いませんけれども、やっぱり人に対する予算というのは吟味しながら執行していただきたいと思います。

以上でございます。終わります。

○議長（山内 剛） これで、長野正明議員の一般質問を終わります。

○議長（山内 剛） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午後3時00分
